

令和8年白浜町議会第2回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 令和8年6月12日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において 9 時 5 8 分 開会した。

1. 開 議 令和8年6月12日 9 時 5 8 分

1. 閉 議 令和8年6月12日 15 時 1 5 分

1. 散 会 令和8年6月12日 15 時 1 5 分

1. 議員定数 12名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名
出席議員 12名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1 番	小 森	一 典	2 番	松 田	剛 治
3 番	菊 原	章	4 番	長 野	莊 一
5 番	鈴 木	彬 人	6 番	真 鍋	和 功
7 番	古 田	彩	8 番	丸 谷	和 樹
9 番	廣 畑	志 保	10 番	黒 田	武 士
11 番	溝 口	耕太郎	12 番	雑 賀	弥 一

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 小 川 敦 司 事 務 主 任 西 啓太郎

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	大 江 康 弘	副 町 長	愛 須 康 徳
教 育 長	西 田 拓 大	会 計 管 理 者	藪 本 忍
町長公室長	玉 置 康 仁	総 務 課 長	山 崎 正 和
地域防災課長	木 村 晋	税 務 課 長	森 本 真 司
民 生 課 長	玉 井 由里香	住 民 保 健 課 長	柴 田 浩 司
生活環境課長	榎 本 崇 広	観 光 課 長	新 田 将 史

富田事務所長

兼農林水産課長

兼農業委員会局長

上下水道課長

教育委員会

教育次長

総務課副課長

富田 康高

山口 和哉

岡田 慎也

小川 将克

建設課長

日置川事務所長

消防長

清水 寿重

東 剛史

楠川 雄平

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長 長

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。地方自治法第113条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、ただいまから白浜町議会令和8年第2回定例会3日目を開会します。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 小川君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程については、お手元に配布しています。

本日の一般質問は、4名を予定しています。

なお、本日で一般質問を終結したいと思いますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

（1）日程第1 一般質問

○議長 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、質問を許可します。

通告順 4 番、3 番 菊原君の一般質問を許可します。

菊原君の質問は、一問一答方式です。通告質問時間は、60 分です。

質問事項は、1 つとして、白浜温泉を核とした観光まちづくりについて、2 つとして、災害リスクに備えた住民の安心・安全の確保についてであります。

初めに、白浜温泉を核とした観光まちづくりについての質問を許可します。

3 番 菊原君（登壇）

○3 番

おはようございます。議員番号3番 菊原章でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。初めに、本年の町会議員選挙におきまして、多くの皆様のご支援を賜り、白浜町議会議員として、初当選をさせていただきました。改めてこの場をお借りしてお礼申し上げます。

まず、第1点として、白浜温泉を核とした観光まちづくりについて伺います。

私はこれまで、白浜で温泉旅館を営む中で、全国各地からお越しになるお客様をお迎えし、観光地としての白浜の魅力を日々現場で感じてまいりました。町長は常日頃、温泉の重要性を訴え、温泉街白浜の復活を目指し、原点回帰の方向性を発信しておられます。私も同感でございます。白浜には海があり温泉があり、豊かな自然があり、長年にわたって積み重ねてきた観光地としての歴史があります。私は白浜の観光地には、まだまだ大きな底力と可能性があると感じています。その力をさらに伸ばし、これからの時代に合った白浜の魅力として磨き上げていきたい、その思いが、私が町政に挑戦した大きな理由の1つでもあります。同時に、この町で暮らし、働き、地域の支えでおられる皆様の日々の営みにも身近に触れてまいりました。朝早くから働く方、家族を支えながら暮らす方、長年地域を守ってこられた先輩の方々、そして、祭りや地域行事、何かと次の世代につなごうと努力されている方々、そうした一人一人の姿を私は白浜の現場で見えてまいりました。観光も暮らしも、この町を支えてこられた多くの人の営みがあってこそ成り立っています。だからこそ白浜の魅力をさらに伸ばしていくと同時に、町民の皆様の日々の暮らしの中である課題にもしっかりと目を向けていかなければなりません。

高齢化や担い手不足、物価高による生活の不安定など、暮らしに直結する課題もあります。また、南海トラフ地震や津波など、いつ起こるか分からない災害への備えも、町民の皆様にとって大きな不安の1つです。日々の暮らしの安心を守ることはもちろん、訪れる方々にとって安心して滞在していただける町であることは、観光地白浜の大切な魅力にもつながることだと感じています。私はそうした日々の暮らしの中である不安や願いも含めて、町民の皆様の思いをこの議場に届けることが、自分に託された役割であると考えております。初めの一般質問でございますので、緊張のあまりに少し力が入り、聞き苦しい点もあると思いますが、その点は何かとご了承いただければと思います。町民の皆様が安心して暮らしていける白浜町をつくるために、誠実に質問させていただきます。

まずは、白浜温泉の目指すべき姿についてお伺いいたします。

白浜町の観光を考える上で、私が特に大切にしたいと考えているのが、白浜温泉の存在です。白浜には白浜をはじめとする海の魅力、円月島や三段壁、千畳敷といった景勝地、アドベンチャーワールドのテーマパークといった多くの観光資源があります。しかし、その中で

も温泉は白浜が古くから培ってきた本質的な地域資源であり、観光地白浜の原点とも言えるのではないのでしょうか。とりわけ湯崎は古来より温泉地として名高く、白浜温泉には有馬温泉、道後温泉と並ぶ、日本三古湯の1つにも数えられてきました。また、古くは、牟婁の温湯、紀の温湯と呼ばれ、有間皇子や斉明天皇をはじめ、多くの皇族の方々が湯治に訪れたと伝えられる長い歴史を持つ温泉地であります。私はその湯崎の地で温泉旅館を営み、また、この地域の皆様に選んでいただいた議員として、白浜温泉の価値をこれからのまちづくりの中にどう生かしていくのかは、どうしても問わなければいけないテーマだと考えております。

温泉は単に宿泊施設の中で入浴するためのものだけではありません。歴史であり文化であり、町の風情でもあり、白浜に滞在する理由そのものになり得る大切な地域資源であります。これから白浜町が夏の海水浴だけに頼るのではなく、1年を通じて選ばれる観光地を目指していくためにも、白浜温泉をどのように観光ブランドとして位置づけ、どのような町の姿につなげていくのかを今改めて考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで、町長は、今後白浜町において、白浜温泉をどのような観光ブランドとして位置づけ、どのような町の姿を目指していくのか、お考えをお伺いいたします。

○議 長

菊原君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。菊原議員のご質問に答えたいと思います。

まず、昨日もご質問をしていただきましたが、鈴木議員、そしてまた今日は菊原議員と、この3月に町民の皆さんの負託を受けて、町議会議員としてこうして議場で共に白浜町の未来、将来をお互いの意見が開陳できるということを大変うれしく思います。

今、議員の質問を聞いておりまして、いみじくもおっしゃられた観光は、まさに時宜を得た、今質問いただいたと思っております。やはり富田に行けば農業、そして漁業、それで日置川は合併から20年たちましたけれども、林業も加えて、第1次産業であります。こういういろんな産業に携わる皆さんがこの白浜町を支えていただいている。しかし、一番の底から、根底からやはり我々の白浜町の経済やいろんな発展の要素を支えてきてくれたのが、観光産業であると思います。私はやはり全ての産業をしっかりと発展をさせていくという、この思いは変わりませんけれども、まずはやはり旧町である観光地をどのように発展の起爆剤にしていくのかということ、就任以来というよりも、25歳でこうして共に地方議員の立場に立たせていただいた中で、この48年間私もふるさと俯瞰してきた1人です。その中で、今、議員がおっしゃられた観光の未来についてということでもありますけれども、議員は温泉旅館を営みながら、いろんな観光客の皆さんを受け入れて、まさに現場で、観光客の皆さんの思いや、あるいはまた我々の町に対する観光の中での足らざる部分、そういうことを聞かされてきたと思います。

私は、実は昨日も、この3日間、4月1日に各省庁に就職をされた、まさにキャリアの方5名が、省庁が別々ですけれども、3日間白浜に来てくれていました。そして2日間、私も一緒にいる機会があったんですけれども、これからあの人たちが、国の省庁でどんどんどんどん成長していく中で、我々町のためにもしっかりとまたお力を貸してくれということもお願いをしたんですけれども、私が5名に言ったのは、この短い3日間という期間ですけれど

も、悪い部分は何か。いい部分はいいいんです、悪いところを教えてくださいということを、私はかねがねあの人たちだけに限らず、来ていただいた皆さんに、いや、あそこがよかったよ、ここがよかったよと言うのではなくて、ここが良くない、こういうところを直したらどうか。やはり外から来た人の目線で教えてほしいということのお願いを心がけております。

そういう中で、今、議員の質問のおっしゃられた、まさに原点回帰、昨年パンダが6月の28日に帰ってから、私は白浜の観光の在り方は変わったと思います。いや、むしろ変えていくべきだ、そんな思いで私は原点回帰、まさに温泉観光まち白浜を、もう一度やはり元気な観光まちにしていこうということで中心に据えて、今やっております。そんな中で、議員も今おっしゃっていただきましたけれども、我々は町の中にいろんな観光資産があります。

その中でやはり、今後は、温泉というものをしっかりと前面に押し出しながら、そのために、我々は5月に、まず隼より始めよ、我々役場が、我々が率先して、町民の皆さんに見ていただく、観光の関係の皆さんに見ていただく、町が今、どんな方向に観光政策を持っていこうとしているのかということをつかっていたいただくために、砵湯温泉を我々は改良してあの施設を造りました。今後、議員のご地元であるあの湯崎に湯畑を造って、崎の湯、そして今後造ろうという中の湯畑、そしてあの砵湯、こういう観光客の皆さんが歩きながら温泉というものを、しっかり体で感じていただく。これが私は当面やっていかなければいけない一番の課題かなと、私は思っています。

ですから、また議員の皆さんのご理解もいただきながら、また、菊原議員の長年のお仕事を通じて持ってこられたそういう経験や知見を、どうかひとつ、私に教えていただきたい、我々町に対しても、いろんなご示唆をいただきたい、こんなふうに思っております。しっかりとまたやってまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議 長

3 番 菊原君

○3 番

ただいま町長から、白浜温泉を今後どのような観光ブランドに位置づけ、どのような町の姿を示していくかについて答弁をいただきました。その目指す姿を実現していただくためには、思いや理念などではなく、これまで町が掲げてきた計画や取組についてしっかり検証し、今後生かしていくことが重要だと考えます。

議長次の質問に入ります。

白浜町では、これまで白浜温泉街活性化構想推進計画を策定し、温泉街の魅力向上、回遊性の向上、滞在時間の延長などに取り組む方向性を示してこられました。一方で、計画策定から約10年が経過し、観光客のニーズや旅行形態、インバウンドの動向、交通環境、宿泊を取り巻く状況など、観光などをめぐる環境は大きく変化しています。

そこで温泉街活性化計画の進捗と検証についてお伺いいたします。

同計画に掲げられた施策について、これまでの進捗状況、成果、そして課題を町としては、どのように把握しているのかをお伺いいたします。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

菊原議員よりのご質問にお答えさせていただきます。

白浜温泉街活性化構想推進計画の進捗と検証についてでございますが、本計画は、温泉街の魅力向上や回遊性の向上、滞在時間の延長などを目的として策定され、関係団体や事業者と連携しながら、各種施策を推進してまいりました。町を取り巻く環境の変化などにより、なかなか事業化等ができず、現在に至っておりますが、白良浜利便性向上実証実験事業や、先ほども町長からもありましたとおり、砵湯源泉整備事業などはこの取組の1例であり、施設整備や景観の向上、イベントの実施、情報発信の強化など、一定の取組もできていると認識をしております。

一方で、計画策定後約10年が経過する中で、人口減少や労働力不足、旅行形態の変化、インバウンド需要の拡大、さらにはコロナ禍を経た観光需要の変化など、観光を取り巻く環境は大きく変化をしており、当初計画に掲げられた施策の中には一定の取組ができたものがある一方、社会情勢の変化により見直しが必要なものや効果の検証を十分にしなければならぬものなどもあると認識をしております。

白浜温泉街活性化構想推進計画をもとに、現在の観光ニーズや地域課題等を踏まえ、新たな観光戦略の策定が必要な時期であると認識をしております。

今後も歴史ある白浜温泉が持つ魅力をさらに高め、より一層の滞在型観光の推進や地域経済の活性化につながる持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

長

3番 菊原君

○3番

番

ただいま温泉街活性化計画の進捗、成果、課題について答弁をいただきました。

私はこれまでの取組そのものを否定するものではありません。むしろ関係者の皆様がそれぞれの立場にて努力され、積み重ねてこられたことも多くあると思います。ただ、これから白浜町の観光を考えたときに大切なのは、一つ一つの施策やイベント、事業をそのときどきの思いつきや単発の取組で終わらせないことだと考えております。

まず、白浜町としてどのような観光地を目指すのかという明確なビジョンを持つ。そのビジョンに基づいて戦略を立てる。そして、優先順位を決めて施策を実行し、その計画を検証し、その取組に生かしていく。この一連の流れがあつてこそ、個々の事業が点で終わらず、白浜温泉を核とした観光まちづくりとして線になり、面になっていくのだと思います。

観光を取り巻く環境は大きく変化しています。旅行者のニーズも多様化し、宿泊業や観光業者は、取り巻く状況も厳しさを増しています。だからこそ、今後の観光の施策には、これまで以上にビジョン策定し、戦略を立て、実行し、検証するというプロセスが必要になるのではないのでしょうか。

議長、次の問いであります。

3点目としまして、観光施策の立案と戦略的な推進についてお伺いします。

町として白浜温泉を核とした観光まちづくりを進めているのに当たり、明確なビジョンに基づいて戦略を立て、施策を実行し、その効果を検証してつなげていく機能を現在どのように持っているのか、また、今後、機能をどのように強化し、観光施策を戦略的に推進していくお考えかを町長の見解をお伺いいたします。

○議長

長

番 外 町長 大江君

○番 外（町 長）

今の菊原議員の質問は、今後戦略的にどうしていくのかということだと思います。

実は先ほども答弁しましたが、昨年の我々の観光まち白浜は、6月の28日にパンダが帰ってから大きく、私は転換をしたと思います。そしてまた、その方向で我々も歩み始めてきたという思いであります。そこで、昨年パンダが帰ったときに、実は観光庁の中で、ちょっと長いんですけどメニューがあるんです。地域の観光資源充実のための環境整備推進事業。我々は、この事業に対して、何とか国の補助金をもらいながらやっていこうという思いで、観光庁に、今年度8年度当初に、東京事務所を通じて応募しました。我々は白浜町ポストパンダ時代の観光戦略策定事業という、こういう名前で、実は観光庁にお願いをしたところ、一昨日、東京事務所のほうから、観光庁の認可をいただいたということであります。

全国で15です。ただ、我々は胸を張っておるのは、15ですけどあとの14はいろんな民間の協議会とか観光協会です。全国で1,718ある市町村の中で唯一自治体として選ばれたのが、我が白浜町であります。

私はこの事業をしっかりと前面に立てて、今後、ややもすればやっぱり我々は井の中の蛙になりがちであります。そういう世界とまではいきませんが、今、国全体がどういうふうな観光の方向に進んでいるのか。これだけやっぱりインバウンドが多くの方が来ていただく中で世界戦略も含めた中で、白浜町の観光まちの在り方ということ、今後、この事業を通じてやっていきたい。

そのために実は、我々がこの事業に応募したときに、白浜町として白浜観光戦略検討委員会というものを立ち上げようということで、今、10名の皆さんにお願いをしつつあります。今一人一人、私も直接お願いに行って、何とかこの検討委員会にメンバーになっていただいて、白浜町の観光を考えていただけないかということで、ほぼこの検討委員会というものの立ち上がりが決まりました。できれば7月中にこの検討委員会の第1回目の会合を開きたいと思っておりますけれども、まさにそのときに、国からの補助金を頂くようになったということは、私は天の助けかなというふうに思っております。

今、議員がおっしゃられましたように、私も知っているとはいえ、やはり片務的な面もありますし、いろんな皆さんの意見をいただきながら、議員が今質問でおっしゃっていただきましたようにしっかりと、今後、我々が20年あるいは30年、私は40年、50年なんていう長期計画というのは無責任だと思うんです。20年でも私はもうその時代おりませんから、これも無責任なんです。しかし、やっぱり20年という、短期と取られるのか中期と取られるのか分かりませんが、せめて20年後に耐え得る、20年後の時代に我々白浜町の観光まちがしっかりと世界に向けて受皿ができるという、そういう私は観光まちをつくらしていきたい、この思いは議員と一緒にあります。しっかりとやっていきたいというふうに思っておりますので、どうか今後ともご指導いただきたいと思います。

○議 長

3番 菊原君

○3 番

ただいま観光施策の戦略を推進していくための考え方について答弁をいただきました。私は、白浜町がこれから観光施策を本気で進めていくためには、明確なビジョンを持ち、それ

らに基づいて戦略を立てて、施策を実行し、効果を検証し、次につなげていくことが重要だと考えております。そしてそのためには、考え方や方針だけではなく、それを実際に担う体制が必要です。どれだけよいビジョンを掲げても、誰がデータを分析し、誰がマーケティングを行い、誰が関係者を調整し、誰が事業を実行し、誰が効果を検証するのが曖昧のままでは、戦略にはなかなか形になりません。

そこで、議長、次の質問に入ります。

4点目として、観光地域づくりを担う体制についてお伺いいたします。

白浜町が今後、白浜温泉の核として観光まちづくりを戦略的に進めていくためには、観光全体を1つの経営体として捉え、データ分析、マーケティング、関係者の調整、事業構想、効果検証などを担うDMOの機能の充実が必要だと考えております。DMOというのは、名前の組織があるかどうかではなく、観光地経営に必要な機能が実際に地域の中で働いているのかが問われているのだと思います。行政だけで観光施策が完結されることは難しく、また、個々の事業者が努力だけでも、町全体の観光地づくりには、限界があります。

町は、観光系団体、宿泊事業者、交通事業者、飲食店、地域の皆様が同じ方向を向き、役割を分担しながら戦略を実行していく体制が必要なのではないでしょうか。

そこでお伺いします。町として白浜町の観光地域づくりに必要なDMO機能をどのように位置づけているのか、また、関係団体が連携しながら、今後、その機能をどのように充実させていくのかをお伺いいたします。

○議長 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

観光地域づくりを担う体制について、お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、これからの観光地域づくりにおいては、地域全体を1つの観光地域として捉え、関係者が共通の目標の下で連携しながら取り組むことが、重要であると認識をしております。また、DMOにつきましては、単に組織の名称や形態を整えることが目的ではなく、観光地域の経営に必要な機能が実際に発揮されることが重要であると考えてございます。

本町におきましては、現在DMOである一般社団法人南紀白浜観光協会をはじめとする関係団体や和歌山県、また、九度山町、高野町との広域観光連携協議会と連携しながら、観光情報の発信や誘客活動、イベント実施などを進めておりますが、今後はさらにデータ分析、マーケティング、事業企画、関係者間の調整、効果検証といった機能の充実を図る必要があると考えてございます。

そのため、今後は関係団体との役割分担をより明確にし、地域一丸となり、観光戦略を共有し、実行できる体制づくりが必要であると考えてございます。関係団体等と連携、協働し、白浜温泉を中心とした持続可能で魅力ある観光地づくりに取り組んでいく体制を構築してまいりたいと考えてございます。

○議長 長

3番 菊原君

○3番

ただいま、観光地域づくりを担う体制、そしてDMOの機能の在り方について答弁をいた

できました。白浜町がこれからも選ばれる観光地であり続けるためには、町としてビジョンを持ち、関係者が連携しながら、観光地全体の魅力を高めていくことが重要であると考えます。

そして、観光地として魅力を支える土台には、町民の皆様が安心して暮らせること。訪れる方々が安心して滞在できることであると思います。どれだけ温泉や海、景勝地などの魅力を磨き上げて、災害時の備えに不安があれば、住民にとっても観光客にとっても、本当の意味で安心できるまちとは言えません。その意味で、防災は暮らしを守るための組織であると同時に、観光地白浜の信頼を高めるためにも欠かすことのできない視点であると考えます。

以上で、1つ目の白浜を核とした観光まちづくりについて、質問を終了します。

○議 長

以上で、白浜温泉を核とした観光まちづくりについての質問は終わりました。

次に、災害リスクに備えた住民の安心・安全の確保についての質問を許可します。

3 番 菊原君

○3 番

次の災害リスクに備えた住民の安心・安全の確保についてお伺いいたします。

本町は南海トラフ地震による津波リスクを抱える町であります。町ではこれまで津波避難タワーや避難場所、避難所の整備など、津波避難に関するハード面の整備に力を入れてこられたと認識しております。これは住民の命を守る上で大変重要な取組であり、これまで尽力していただいた町当局の皆様には敬意と感謝を申し上げます。

ただ一方で、防災は施設を整備すれば終わりというだけではありません。大切なのは、いざというときに、住民一人一人が自分がどこへ逃げるのか、どの道を通って避難するのか、どのくらいの時間で避難できるのかを具体的に理解し、迷わず行動できる状態でおくべきだと考えます。特に高齢の方や支援を必要とする方にとっては、避難場所であるというだけでは十分ではなく、実際にどこまで辿り着けるのか、誰が声をかけ、どう支え合うのかという点まで考えておく必要があります。また、夜間や悪天候など、避難が難しくなる状況も想定しておかなければなりません。

和歌山県において、津波浸水想定の見直しも行われており、町として、新たな想定を踏まえ、ハザードマップや避難経路、避難訓練、地域への周知の在り方を改めて点検する必要があるのではないのでしょうか。

そこで1点目は、津波避難対策についてお伺いいたします。

これまで整備してきた津波避難タワーや避難場所、避難所について、住民が自分の避難先や避難経路を十分に理解し、実際に災害時に迷わず避難できる状態になっているのか。なっていると町は認識しているのか。また、新たな津波浸水想定への対応を含め、ハザードマップの見直し、避難経路の周知、避難訓練、地域での声かけ体制、夜間での悪天候の避難への備えなどについて、今後はどのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○議 長

菊原君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 地域防災課長 木村君

○番 外（地域防災課長）

菊原議員より、津波避難対策の実効性の向上についてご質問をいただきました。

本町では、発生が危惧されております南海トラフ巨大地震から、町民の皆様の生命、身体、財産を守るため、津波避難計画に基づいた津波避難タワー整備等のハード対策、また、津波から迅速な避難をするための訓練等のソフト対策に取り組んでまいりました。議員ご指摘のとおり、防災対策は、施設を整備すれば終わりではなく、災害からの避難を最小限とするため、住民一人一人がいざというときに行動ができるよう、日頃から準備していただくことが重要であると考えております。

まず、避難経路や避難場所に関する認識といたしましては、議員ご承知のとおり、これらは各地域の皆様との協議を踏まえ設定をさせていただいております。町では、令和6年度から、町内一斉の初期避難訓練を実施し、昨年の11月の訓練には3,500人を超える方が参加をいただきまして、避難経路や避難場所の確認をいただいたところでございます。

なお、今年度におきましても、全町民の皆様を対象とした訓練を予定しているところであり、また、地域や施設単位で実施される訓練におきましても、迅速な避難行動を取っていただけるよう、今後も継続し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今後の避難津波対策の取組につきましては、国において示された南海トラフ巨大地震の津波浸水想定を基に、現在、和歌山県が各市町村ごとの被害想定の見直し業務を行っておりまして、その結果を基にし、津波浸水地域の方々への懇談会を9月以降に開催させていただきたいと考えております。その中で、避難経路や避難場所の再確認を行った上で、今年度中にハザードマップを作成しまして、今後の津波避難対策に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議 長

3 番 菊原君

○3 番

ただいま、津波避難対策について、住民の皆様が実際に避難行動を取れる状態をどうつくっていくのかという観点から答弁をいただきました。

議長、次の質問に入ります。

防災対策の基本は、まず、町民の皆様の命を守ることです。一方で、白浜町は全国有数の観光地であり、災害時には町民だけでなく、多くの観光客や宿泊客の安全をどう守るかという視点を欠かすことができません。特に白良浜や温泉街、宿泊施設が集まる地域では、土地勘のない方が多く滞在しております。地震が発生した直後に、どこへ逃げればよいのか。どの方向に向かえばよいのか、どの情報を見ればよいのかが分からず、混乱することが想定されます。また、外国人観光客への多言語対応、夜間に宿泊施設にいる場合の避難誘導、公共交通が止まった場合の対応など、観光地ならではの課題もあると考えます。町では、観光防災デジタルマップなどの取組も進めていると承知しておりますが、避難時に実際に機能させるためには、日頃から宿泊施設、観光事業者、交通事業者、観光関係団体と連携し、役割分担や情報共有の仕組みを整えておくことが重要ではないでしょうか。

そこで、観光地として防災体制について、白浜町として、観光客や宿泊客、外国人観光客への防災情報の発信、多言語対応、宿泊施設や観光事業者、交通事業者への連携した避難誘導體制を今後どのように強化していくのかをお伺いいたします。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

ただいま、観光地としての防災体制についてのご質問にお答えをさせていただきます。

当町は多くの観光客や宿泊客をお迎えする観光地であることから、災害発生時には町民の皆様の安全確保はもとより、観光客や宿泊客、さらには外国人観光客の安全を確保することも重要な責務であると認識をしております。そのため、当町では白良浜をはじめとする海水浴場に、多言語及びピクトグラムを活用した避難誘導標識を設置し、また、白良浜駐車場では避難経路を示したチラシの配布に加え、白浜観光防災デジタルマップや和歌山県防災ナビアプリの周知による情報発信など、観光客にも分かりやすい防災情報の提供に努めているところでございます。

しかしながら、災害時にこれらの取組を実際に機能させるためには、議員ご指摘のとおり、平時から宿泊施設や観光事業者等との連携体制を構築し、情報共有や役割分担を明確にしておくことが重要であると考えてございます。現在関係団体等と毎月1回、観光の課題や防災関係など様々な課題等について情報共有や意見交換を行っておりますが、今後もこうした機会を活用しながら、より一層、防災に関する情報共有や連携強化に取り組み、観光客、宿泊客、外国人観光客の皆様が安心して滞在できる環境づくりを進めるとともに、関係団体との連携をさらに深めながら、安全・安心な観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

3番 菊原君

○3 番

ただいま観光地としての防災体制について答弁をいただきました。

白浜町では町民の皆様が暮らすまちであると同時に、全国から多くの方をお迎えする観光地でもあります。災害時に住民の命を守り、観光客や宿泊客にも安心して避難していただける体制を整えることは、白浜町の信頼を高める上で大切な取組であると考えています。観光を伸ばすこと、暮らしを守ることは決して別々のものではありません。私自身、改めて一般質問で大変緊張いたしました。町民の皆様から託された思いを胸にこれからも現状の声をしっかり町政に届けたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、災害リスクに備えた住民の安心・安全の確保についての質問を終わります。

以上をもって、菊原君の一般質問を終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 44 分 再開 10 時 50 分）

○議 長

再開します。

通告順 5番、9番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は、分割方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、1つとして、子育て支援事業について、2つとして、高齢者福祉の充実について、3つとして、学校の統合について、4つとして、白良浜海水浴場のイベントについてであります。

初めに、子育て支援事業についての質問を許可します。

9番 廣畑君（登壇）

○9 番

日本共産党の廣畑志保です。議長の許可が出ましたので、質問通告に従い質問を行います。

私は、有権者の皆さんに、みんなの声を大切にする町政へと訴え、当選し、特別職の公務員となりました。憲法第15条2項、すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない、このことを絶えず念頭に置いて質問に入ります。

1、子育て支援事業について。

（1）「保育料」「主食費・副食費」無償化事業についてです。

広報白浜2026年4月号NO. 242には、だれもが健やかに暮らせるまちづくり、子育て支援の推進、保育料無償化事業、予算額1,500万円。ゼロから2歳児の保育料を無償化することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。保育園給食費無償化事業、予算額1,200万円。給食費などを無償化することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。とあります。

さらに、白浜町ホームページには、「保育料」「主食費・副食費」の無償化について、更新日2026年3月25日。白浜町では、国や県の制度に加え、町独自の子育て支援策として、年齢や世帯の所得に関係なく、保育園、幼稚園、認定こども園等に通う全ての子どもの保育料、主食費、副食費を無償化します（3から5歳児の保育料は国制度で既に無償化）。開始時期、令和8年4月から。無償化の内容、ゼロから2歳児の保育料、3から5歳児の主食費・副食費、いずれも所得制限はありませんとなっております。さらに、対象者として、白浜町内に住所を有する方、保育園、幼稚園、認定こども園等に在籍している子ども、町外の施設に通っている場合も対象ですとあります。白浜町では、ゼロから2歳児の保育料を年齢や世帯の所得に関係なく無償化することとなっています。周辺の自治体に先んじて、対象となる全ての子供たちに手を差し伸べる施策は、町民にとって安心して子育てができる環境となり、大変喜ばれています。

ところが、町広報、町ホームページには、保育園、幼稚園、認定こども園等に通う全ての子どもとなっているのに、認可外保育施設に通っている子供は対象となっていない。県や国の保育料無償化では、認可外保育施設等を利用した料金について、償還払いという方法で無償化を実現しています。町独自の進んだ取組であるゼロから2歳児の保育料無償化事業について、なぜ認可外保育園施設を対象外にしているのでしょうか。恩恵を受けられない子供が出ないように、4月に遡って無償化の実現を求めます。

さらに、3から5歳児の主食費・副食費の無償化についても、対象となる全ての子供に行き渡るよう求めます。

（2）育休退園制度。第2子等の育児休業中の第1子等の退園について。例えば2人目の子供を出産し、誕生した子供のために育児休業を取得しているのに、母親が家にいるのだから、お兄ちゃんやお姉ちゃんということになると思いますが、1人目の保育の必要性がなくなったということで、お兄ちゃんまたはお姉ちゃんが退園させられるという制度です。白浜

町でも少子化が進む中、子ども子育て支援事業に力を入れ、育休退園制度を適用せず、柔軟に対応しつつあると伺い、町民にとってとてもよいことだと思いますが、現在、全国各地の地方自治体で育休退園制度の運用を廃止するところが増えてきています。子育て世代に先頭を切って支援している白浜町ですから、ぜひ育休退園制度の廃止を求めます。

以上、(1)(2)について、当局の答弁を求めます。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

お答えします。その前に、私は2年前に町長にならせていただきまして、この子育てということに関しましては、例えば今少子化時代の中で、子供を産むというやっぱりこの政策は、私は一から国の責任だと思っております。我々のようなこういう市町、あるいは小さな町は何をすべきか。やはりそこで働いている子育て世代をどう支援をしていくのかということが私の思いであります。この2年間、そういう中で給食費をまず2年前に無償にさせていただきました。そして今般は、今おっしゃっていただきましたような政策を始めました。

もろ手を挙げてよかったと言っていたのかなと思ったらそうではなかったわけでありまして、大変残念でありますけれども、いろんな課題を言われましたが、本町では、今申し上げました認可保育施設における保育料、給食費及び園内で使用する紙おむつの無償化を一体的に実施し、子育て支援の充実に取り組んでいるところであります。これらの施策は、町が直接保育の実施責任を担う認可保育制度の充実を図る観点から実施したものであり、その上で、認可外保育施設利用者に対しても、保育の必要性が確認された世帯への支援を既に行っているところであります。詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

○議 長

番 外 民生課長 玉井君（登壇）

○番 外（民生課長）

ご質問いただきました保育料と給食費の無償化について、そして、保護者の方が育児休業中の取扱いについてお答えいたします。

このたびの保育料の無償化につきましては、児童福祉法をはじめとする法令上に定められた職員配置や面積要件、そして安全基準等を満たし、公的保育制度の枠組みの中で運営されている、つまり、町が直接入園に際し利用調整を行い、その保育料を決定する認可施設を対象として実施したものであります。一方、施設と保護者が直接契約を行う認可外の保育施設につきましても、多様な保育ニーズへの対応など、重要な役割を担っているというふうに認識してございます。このため、本町におきましては、保育の必要性が確認された世帯に対しましては、国及び県の制度に基づいて、世帯所得や兄弟順位などの要件に応じて上限が設けられた中ではありますが、国や県と同様に償還払いとして一定の支援を行っております。

次に、給食費の無償化についても、全ての子供に行き渡るように改善を、というご意見についてですけれども、法令上、認可外の保育施設には給食の提供を義務づける規定はございません。町内の認可外施設の例を挙げましても、食事を無償で提供されているところもあれば、各自お弁当を持参するところ、そして、おやつだけを少額の負担を求めているところなど、それぞれ施設によって方針が異なっております。これにつきましては、各施設を運営

する法人の独自のサービス内容による部分が大きいことから、福利厚生の一環として位置づけられるものと考えております。

また、白浜町では、これまで長年にわたり、年度当初の待機児童を出すことなく、全ての子供が等しく質の高い保育を受けられる環境を整えてまいりました。そんな中、保護者が特定の法人の福利厚生施設や独自のサービスを提供するこれらの認可外施設を選択することについては、やはりそれぞれのライフスタイルや保育に対する特定のニーズ、あるいは立地やサービス内容といった個々の利便性に基づくものであると理解しております。

ですので、町としては、その全てに対し一律に公費で補助を行うということは、既存の公的助成制度との整合性や公平性の観点から、慎重な整理が必要であると考えますので、この点については、ご理解賜りますようお願いいたします。

続いて、保護者の方が育児休業を取得した場合に、既に保育園を利用されている子供が退園しなければならないというような制度は廃止してほしいとのご意見をいただきました。当町でもかつては、保育の必要事由による判断のところで、議員がおっしゃるような運用をしておりましたが、これにつきましては、令和4年度以降改められておりまして、就労から産前産後休暇、そして育児休業へと保育の必要性が変化した場合であっても、継続通園を認めているところです。この改定を行った背景には、子供の福祉の視点が基本にあります。兄弟の上のお子様既に保育園で集団生活を送っている場合、退園することなどにより、生活リズムや環境が突然変化してしまうことは、心身の発達にネガティブな影響を及ぼす可能性があるためでございます。本町としては、こうした子供の健全な成長を守るための配慮が重要であると考えております。

一方で、新規の入園申込みにつきましては、全ての申請者に対し、申請時点において保護者の就労や疾病など、現に保育を必要としている児童との公平性を確保する必要がございます。したがって、本町では、継続利用には配慮しつつ、新規利用については、保育の必要性に基づいて厳正に利用調整をしているところです。

白浜町では、今後とも、質の高い保育を提供できるよう、子育て世帯のニーズに寄り添いながら、子育て支援策の充実に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再質問があればこれを許可します。

9 番 廣畑君

○9 番

人口減少や核家族化、地域力の低下、地球温暖化等により、外遊びなどが困難なことなど、以前には考えられない子育てが困難な時代に突入しています。このような状況に対して、町は保育を必要とする全ての保護者が安心して子育てできるよう、質の高い保育を提供できるよう努めていきたいと、心強い答弁をされました。母親が家にいるから子育てができるなどという従来の尺度では測れない時代であるからこそ、我が子に質の高い保育を望んでいる全ての保護者に提供していることを期待して、1の質問を終わります。

○議 長

それでは、子育て支援事業についての質問を終わります。

次に、高齢者福祉の充実についての質問を許可します。

9 番 廣畑君

○9 番

2、高齢者福祉の充実について。

(1) 高齢者タクシー券助成事業についてです。白浜広報2026年4月号には、高齢者福祉の充実、高齢者タクシー券助成事業、予算額398万円があり、1段階として、タクシー券を購入するまでに申請場所まで行って購入引換券を交付してもらわなければなりません。2段階目として、引換券を持って郵便局窓口、または役場民生課福祉係窓口で購入しなければなりません。代理人による申請購入可能となっていますが、独り暮らしで交通手段がない高齢者にとってあまりにも不便という苦情が寄せられています。必要な方々がもっと簡単に申請購入できるシステムの構築を求めます。

(2) 高齢者等交通弱者の救済について。次に、タクシー券が手に入ったとしても、運転手不足でなかなか来てもらえない。近距離だとさらに来てもらえないという事態が起こっています。今後高齢化が進む中、住民が安心して利用できる公共交通手段はどうあるべきか。日置川地域で取り組まれているコミュニティバスの取組を参考にしながら、白浜町のどこに住んでいても困らない交通手段、例えばデマンド型乗合タクシーの導入など、可能な限り追求していただきたい。町長の見解をお伺いします。

○議長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 民生課長 玉井君（登壇）

○番 外（民生課長）

ただいま廣畑議員よりご質問いただきました高齢者タクシー券助成事業についてお答えいたします。

白浜町では、これまでも高齢者の交通手段に関する取組としまして、65歳以上の町民の方に、町内の路線バスを利用する際に半額で乗車できる優待証の発行なども行ってまいりましたが、このタクシー券の助成事業は、さらに高齢者の方の社会活動の範囲を広げ、外出支援の促進を図るため、令和4年度より実施しております。実施当初より議会をはじめ、皆様から様々なご意見をいただき、可能な範囲で条件の見直しを図りながら取り組んできているところです。今年度もさらなる利用の促進を目指し、補助率を4割から5割に拡充しております。現在1冊6,000円分のタクシー券を半額の3,000円で販売するもので、購入上限は一人当たり年度内5冊までとしております。手続につきましては、年齢要件等の確認が必要となるため、申請窓口は役場の本庁と各支所及び出張所に限定しておりますが、販売については、購入時の利便性を考慮し、役場民生課の窓口のほか、町内の各郵便局の窓口でも取り扱っていただいております。年度内に5冊までというところについては、申請時にお渡しする引換券を用いて郵便局とも連携することで、残りの冊数を確実に把握し、適正な管理を行っているところです。

交通手段がない高齢者にとって不便というご意見をいただきましたが、販売に関してのこういった公金の収納上の取扱いや販売冊数の上限管理の都合上、どうしても必要な手続であると考えております。

なお、申請及び購入のいずれにつきましても、代理人による手続を可能としてはおります

けれども、誰にも代理を頼めず、どうしても窓口にも来られないといった場合には、個別のご相談に応じて、引換券のみにはなりますが、郵送対応をさせていただくなど、柔軟に対応しているところです。

今後におきましても、引き続き利便性の向上に努めてまいりたいと思いますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君（登壇）

○番 外（総務課長）

私のほうからは後段の交通手段の部分についてお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり白浜地域は民間のバス事業者による路線バスの営業区域となっておりまして、また民間のタクシー事業者も営業している状況です。一方日置川地域におきましては、町が事業主体となるコミュニティバスの運行とあわせて、現在タクシー事業者への助成金の交付によりまして、同地域におけるタクシー運行を継続していただいております。

デマンド交通ということで1例をおっしゃっていただいたと思うんですけれども、デマンド交通につきましては、それぞれの地域における、現在、既存の公共交通に対する競合事業となりますため、既存運行事業者への配慮が必要不可欠な状態状況であると認識しています。あわせてデマンド交通は、定時・定路線では発生しない予約管理に関する経費も発生するため、導入方法によっては現行制度より経費が高額になるケースもございますので、現在公共交通政策としてデマンド型の乗合タクシーの導入については検討はしておりませんが、実際地域公共交通会議の中でもご意見がある取組ですので、引き続き議論してまいりたいと考えています。

過疎化と高齢化が進む中、交通弱者と言われる方々にとって、公共交通機関の充実については十分認識しているところでございますが、現在のところ新たな廃止路線を生まない形で、路線の維持運行にご努力をいただいているところでありますので、高齢者等タクシー券助成事業の継続や、また、はまゆう病院シャトルバスの運行などを含め、移動手段の確保に努めてまいりたいと思っております。

また、ご指摘のありました高齢者とタクシー券助成事業における課題点、なかなかタクシーがつかまらないというようなところにおきましては、またタクシー事業者にその声を届け、より利用しやすい環境整備に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再質問があればこれを許可します。

9 番 廣畑君

○9 番

（１）タクシー券購入については、個別の相談についても町が柔軟に対応していますと答弁されました。高齢者が気軽に相談できる環境を整えていただき、広報等でその旨知らせてください。

（２）の交通弱者の救済についてですが、既存運行事業者と、白浜、富田、日置、各地域の方々と構成する地域公共交通会議で、引き続き議論していきたいとの答弁でした。この会

議が定期的に関われ、積み上げられた議論を公開していただき、交通弱者救済に向けて前向きに取り組んでくれることを期待して、(2)の質問を終わります。

それでは、高齢者福祉の充実についての質問を終わります。

○議長 長

それでは、高齢者福祉の充実についての質問を終わります。

次に、学校の統合についての質問を許可します。

9番 廣畑君

○9番

3、学校の統合についてです。

(1) 統合について話した事実について。町長が白浜第一小学校、第二小学校の統合について話されたということは事実ですか。事実であれば、いつ、どこで、誰に、どのような設定で話されたのか、説明を求めます。

次に、(2)の質問、アンケートの内容についての問いです。そのことに対する学校に通う児童の保護者、地域の方々の反応及び意見はありましたか。アンケートを取ったと聞いていますが、その内容について、教育長にお伺いします。

(3)として、教育委員会の審議について。そもそも学校の在り方については、教育委員会で十分な議論が必要です。教育委員会で議論してきましたか、お伺いします。学校の統廃合については、教育委員会が通学している児童・生徒や保護者、さらには子供たちを見守っている地域の方々の要望をよく聞き、公開された場で民主主義のルールにのっとって十分な審議を重ねた上で、方向性を見いだす必要があると思いますが、いかがですか。

○議長 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 大江君（登壇）

○番外（町長）

まず、私に対しての質問にお答えします。懇談会はやりました。

ちょっと議員に少し申し上げたいんですけれども、私、県会議員のときの40年前ですが、まだ西牟婁郡に串本町が編入されておったときですけれども、串本町の大島で統廃合の問題が出ました。当時はまだ橋がかかっていなくて、我々フェリーや巡航船に乗りながら須江、檜野、大島、このいずれの地域も小学校があって、1つの小学校でなかなかともに運動会もできないような、当時から40年前からもそうでありました。その中で、いみじくも在り方が果たして子供たちの環境のためにいいのかという、こういう問題意識の中で統廃合の問題が起こってきたわけであります。ただ何度も通う中で、当時はなかなか統合に至らなかったということを、今、思い出しております。

私は2年前に町長にならせていただきまして、我が町が町立である小学校、中学校、私は教育委員会に私は言ったのは、一番少ない卒業生のところに行かせてくれということを教育委員会に私は申し上げました。去年は三舞中学校、5人のうち3人が卒業生、残るのは2人です。そして今年度も三舞中学に行ってきました。卒業生が1人です。そして安宅の小学校にも行ってきました。卒業生が2人です。議員はどういうふうに思われているか分かりませんが、こういうような環境を我々が、もう生徒がゼロになるまで近づけていいのか。三舞中学の子が生涯にわたって中学校の同級生が誰もいない。私は、やはり皆さんも政治に携わる

人間として、本当にこのことが正常な子供たちの環境なのかということ、私はずっと感じてまいりました。その中で、小学校、中学校の統廃合をしっかりと、子供たちに適正な人数の中で、いい意味での競合の原理を働かせていってやってもらう。そこでお互いが友達もつくりながら、いろいろと友達同士で切磋琢磨をしながらやっていくという、私はその環境づくりを目指したわけであります。

今質問もありましたように、もちろん旧町における白浜第一小学校、第二小学校も同じであります。ですから、いつ、令和8年2月20日、どこで、白浜第二小学校で、誰に、同校の保護者の皆さんに、そして、どういう設定でということでありますから、今の私の思いを伝えさせていただいた次第であります。

○議 長

番 外 教育長 西田君（登壇）

○番 外（教育長）

おはようございます。まず、議員の皆様には、平素から白浜町の子供たちのことを見守っていただき支えていただいていることを、感謝しております。ありがとうございます。

廣畑議員のご質問にお答えします。

今、町長からもありましたが、そのような形で懇談会を行わせていただきました。懇談会は11名の保護者に出席をいただいたところです。その中では、白浜第二小学校における児童数の減少に加えて、校舎の老朽化問題が抜本的に解決されていない現状を踏まえて、子供たちにとってよりよい教育環境を築くためにも、令和8年度中に統合への方向性を示していただければ、令和9年度からの統合に向けた取組を開始したい旨、ご説明をさせていただいたところでございます。教育委員会からは、ほか何点かの質問にお答えさせていただきます。

まず、2点のご質問についてですけれども、2点目のアンケートの内容に関する質問につきましてです。育友会が懇談会合後に取ったアンケートの結果です。「白浜第二小学校において統合、再編は必要だと考えますか」との質問でした。質問内容です。それに対して、「将来的に統合、再編に何らかの必要性を感じる」と回答した世帯が約6割ございました。一方で、「このタイミングでの小学校の統合、再編についてどのように思われますか」との質問に対しては、「理解できない」と回答した世帯が約4割、「どちらとも言えない」が約3割、「理解できる」「おおむね理解できる」が約2割強という結果となりました。保護者の間に戸惑いとか判断の難しさがあるという状況が、そこでは明らかになっております。

また、懇談会当日の保護者の方々の全体的な反応としましては、今回の学校統合の話が突然であったため、戸惑いを見せる保護者の方々がいらっしゃいました。一方で、このような懇談の機会を設けていただいたことに対して感謝の言葉をいただく場面もございました。

次に、統合そのものに関するご意見や懸念についてですが、賛成のご意見としては、児童数の少ない小学校で育った自身の経験から、児童数の多い小学校で学ばせることができるのであれば統廃合に賛成であるという、そういうご意見、といった前向きな声が聞かれました。一方で、懸念点としては、主に安全面についてのご意見が多く出されました。具体的には白浜第一小学校は災害があると孤立することも考えられるのではないかと、立地についてのご心配です。それから、標高の低い場所へ行くことに対する不安があるといった、通学や避難経路に関する不安の声も聞かれました。

次に、3点目の学校の教育委員会の審議に関するご質問でございます。

議員ご存じのとおり本町では、少子化、過疎化等による児童・生徒数の減少という学校を取り巻く環境の変化に対応するため、平成22年度に、地域の実情を踏まえながら、子供たちにとって望ましい教育環境を整える学校規模を検討すべく、白浜地域学校適正規模検討委員会を設置いたしました。この委員会は、各学校の学校長、保護者代表、議会代表、その他関係者により構成され、慎重に検討を重ねてまいりました。

そして、平成23年2月に、同委員会から、白浜地域における小中学校の規模等について答申を頂戴し、教育委員会として、この答申の内容を踏まえた基本的な考え方を定めております。具体的には1学級当たりの児童・生徒数については、小学校で10人から20人程度、中学校で20人から30人程度を基準とし、また、学校規模の範囲は、小学校で6学級から12学級まで、中学校で6学級から18学級までを基本的な考え方としております。そして、小中学校の配置に当たっては、この白浜地域学校適正規模検討委員会の答申内容を参考にした取組により進めることとしております。なお、答申においては、これらの適正規模や適正な学級、児童・生徒数を基本としつつも、適正規模を満たさない学校があった場合でもそのデメリットを補い、小規模校のメリットを最大限に生かす教育の重要性も指摘されております。

現に本町では、適正規模を満たさない小規模学校については、少人数指導の拡充、グループ編成の工夫、学校間の交流、中学校教員による出前授業、小中連携といった弾力的な運用を図るとともに、指導方法の工夫、改善を行うことで、教育環境の充実を図っているところでございます。

本件にかかわらず、学校の統合問題につきましては、これらの答申の趣旨と基本的な考え方に基づき、引き続き、子供たちの教育環境のさらなる充実を第一に、様々な視点から議論を深めていくものと認識しております。

議員から指摘のありました学校の在り方については重要なテーマであり、これまでも教育委員会で議論を行ってまいりました。保護者の思いや地域の方々の声を大切にしながら、子供たちにとってよりよい教育環境を構築するため、引き続き丁寧に検討を進めていく所存です。

最後に、議員のご指摘のとおり、学校の統廃合を進めるに当たっては、通っている子供たちやその保護者の皆様、そして地域の方々のご意見をしっかりとお聞きすることが大切だと考えております。また、その過程では、できる限り公開の場で丁寧な議論を重ね皆さんに納得していただける形で方向性を見つけていくことが必要だと思っております。

学校は子供たちの成長を支える場であると同時に、その地域にとっても大事な意味を持つ存在です。だからこそ、関係する方々のお声を大事にしながら、白浜町の教育の未来を見据え、慎重に検討を進めていくところでございます。

冒頭にありました学校規模の人数、子供たちがどれぐらいの数でやっていけばいいかということは、皆さんと議論しながら進めていくところですが、にしましても、やはり最終極小規模での子供たちの学びというのは、メリット、デメリットを考えたときに、デメリットの部分もしっかり考えていく必要があるということもありまして、このような統合再編の話も考えてございます。

○議 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再質問があればこれを許可します。

9 番 廣畑君

○9 番

今回私が学校の統廃合について質問したのは、町民の方から「白浜第一小学校と第二小学校は来年4月から一緒になると聞いた」という話を伺ったためです。なぜこのような話が広まっていったのか、この話は事実なのかどうか、きちんと公の場で明らかにしなければならないと強く思いました。今、教育長の答弁を伺って、学校の統廃合について、学校の在り方について、教育委員会が主体となって、関係する方々の声を大切にしながら取り組んでいくということを伺い、分かりました。

これで「白浜第一小学校、第二小学校が来年には統合される」といううわさはなくなることでしょう。やはりこんなふうに、町民が、思わずこうだと思ってしまうような事態になることは避けなければならないと思います。教育委員会は、学校の在り方や学校の統廃合についてしっかり主体性を持って今後も取り組んでいていただきたいと思います。

以上で、(3) 学校の統合についての質問は終わります。

○議 長

以上で、学校の統合についての質問は終わります。

次に、白良浜海水浴場のイベントについての質問を許可します。

9 番 廣畑君

○9 番

白良浜海水浴場でのイベントについてです。

(1) 白良浜海水浴場の使用許可の根拠について。そもそも白良浜は公共の場です。それも8月1日土曜日ですから、子供たちの夏休み期間として、海水浴場を楽しみにしている方がいることでしょう。また、地元への説明もありませんでした。あるホテルでは、予約されていたゴルフのお客さんが混雑を嫌ってキャンセルされたとのこと。今回のイベントで、白良浜海水浴場の使用について、前日の17時から当日、さらにその翌日の9時までという話が聞こえてきました。3日にわたって許可した根拠をお示してください。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 観光課長 新田君（登壇）

○番 外（観光課長）

ご質問にお答えをさせていただきます。当該イベントにつきましては、ジャイアントパンダ返還以降町を挙げて誘客に取り組んでいる姿などに賛同いただき、そのように頑張っている町を応援したいとの申出により実現した大型イベントでございます。本町の観光振興及び交流人口の拡大が期待できるものとして、白浜町が共催し開催するもので、関係規定等についても問題ないものと認識をしております。

開催日は夏休み期間中であり、多くの海水浴の来場が予想される時期ではございますが、当該イベントを新たな白浜観光の魅力づくりとして位置づけ、その趣旨を理解した上で、今回、会場設営日である7月31日の午後5時から、会場撤収日である8月2日の午前零時まで、白良浜全エリアを遊泳禁止とさせていただいております。

なお、会場設営日及び会場撤収日については、いずれも海水浴場の開設時間外となっております。また、8月1日につきましては、遊泳者の安全確保の観点から、終日遊泳はご遠慮をいただくこととなっております。

○議長 長

当局の答弁が終わりました。

次に、再質問があればこれを許可します。

9番 廣畑君

○9番

共催、和歌山県白浜町となっています。町が責任を負うことになります。共催の承認に関する事務取扱基準のようなものがありますか。さらに、かなりの混雑も予想されますが、警察等との連携はできていますか。暑い中でのイベントになります。救急の体制はできていますか。当局の答弁を求めます。

○議長 長

番外 観光課長 新田君

○番外（観光課長）

共催に当たりましては、当該イベントの目的や内容、また地域経済への効果などを総合的に勘案し、本町の基本方針と合致しているものとして、実施を決定したところでございます。そのため、主催者側と協議を重ね、白浜警察署及び白浜町消防本部並びに田辺海上保安部をはじめとする関係機関とも事前協議を行い、来場者の安全確保、雑踏対策、また、交通対策及び緊急時の対応について体制を構築した上で開催するよう、主催者に指示を行っております。

まだ、ちょうど本日、この時間も関係者で会議を実施しているところでございます。町としましては、今回のイベントにかかわらず、今後ともイベント開催に際しましては、白浜観光の魅力向上のため、町民の皆様や観光客の安全・安心を最優先に考え、関係機関との連携を十分図りながら、適切な運営に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長

次に、再々質問があればこれを許可します。

9番 廣畑君

○9番

このイベントでは、料金として大人3,000円から3万円のチケット、出店料、テントブース10万円、キッチンカー8万円。さらに、それぞれに、各チケット販売協力4枚以上、1枚8,900円から3万円のものと、売上金額の10%を支払うとなっております。また、各エリアの座席数は非公開となっております。

白浜町都市公園内行為許可基準には、審査の基準として、1、共通要件、ほかの公園利用者の迷惑や支障となるものでないこと、公共の福祉に反するものでないこと、個別要件として、興行を行うこと、都市公園で行う興行として適切な内容及び可能な場所であること、入場料等を徴収する場合は、社会通念上適正な額であること、事前周知の計画が適切であること、大規模な興行の開催に当たっては、あらかじめ現場責任者、警察、消防、医療機関等との緊密連絡体制が整えられていること、とあります。

このイベントは白浜町都市公園内行為許可基準に照らして適していると思えますか、お伺いします。

○議 長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

先ほども前段のところでお答えをさせていただいたように、今回のイベントにつきましては、本来、今年につきましても、宿泊者数が１０％、前年度比１０％、２０％の下落の数字が出ている中で、やはり集客というのを町を挙げてやっていくべきであるということで、そのような趣旨もある中で決定をしているもので、今ご質問にあったように、いろいろな点につきましては、それぞれ審査等を行った上で、町が主体的に行うイベントであっても、今おっしゃられたような項目については、全て問題がないか確認した上で決定をさせていただいてございます。

○議 長

答弁漏れはないですか。

9 番 廣畑君

○9 番

白良浜は、観光のまち白浜にとってシンボルのひとつです。だからこそ、観光を生業としている方々や町民は、町という公の使用許可の判断の公平性を信じ、従ってきました。しかしながら、今回のイベントを許可したことにより、公の信頼が揺らぎ、今後の管理上不都合が生じるのではないかと危惧します。くれぐれも、憲法第１５条２項、すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないということを忘れないで、町政に取り組んでください。このことを申し上げて、私の質問を終わります。

○議 長

以上で、白良浜海水浴場のイベントについての質問は終わります。

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 １１時４０分 再開 １２時５８分）

○議 長

再開します。

引き続き、一般質問を行います。

通告順６番、１番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の一般質問は、一問一答方式です。通告質問時間は、９０分でございます。

質問事項は、１つとして、通学路における防犯カメラの設置について、２つとして、町内の小中学校再編について、３つとして、８月１日開催の花火イベントの概要についてであります。

初めに、通学路における防犯カメラの設置についての質問を許可します。

１番 小森君（登壇）

○１ 番

１番 小森です。ただいま議長の許可をいただきまして、これから一般質問をさせていただきます。私は一問一答方式という形で質問をさせていただきますけれども、まず初めに通

学路における防犯カメラの設置という項目について一般質問を始めます。

昨今、小中学校通学路において誘拐や暴行事件、交通事故の報道に触れる、そういうことが度々あり得ます。そのような報道に触れるたびに、被害者を救える方法はなかったのかと胸を痛めることがあります。これらの対策の1つに、防犯カメラの設置があります。

今から8年前のことになりますけれども、2018年の5月、新潟市で起きた小学1年生の女儿が殺害された痛ましい事件は、今もなお記憶に残っています。防犯カメラの映像が決め手となり、犯人が検挙された。そのような事件が8年前にありました。防犯カメラは、事件、事故の解決への具体的な証拠となり、事件を未然に防ぐ抑止力の向上にもなることから、防犯カメラの設置は、安心・安全の社会づくりに不可欠なツールであると、そのように言えることではないでしょうか。

近年、防犯環境設定というものがあります。横文字では、CPTEDと呼ばれているものですけれども、今から大体50年ぐらい前にアメリカでこのようなことが言われ始めました。既に導入されている自治体もあります。この防犯環境設定は、犯罪を誘発しにくい環境を整えることで抑止力を高めるという、そのような理論であります。その中でも、防犯カメラはその中核的な手段の1つだと言われています。

例えば、大阪府堺市のように、明確な設置基準と運用ルールを定めた事例や、あるいは防犯カメラつき自販機や横断幕による可視化、見える化で抑止効果を上げている、そのような自治体も多々あります。

そこで白浜町では、2018年、平成30年に策定された第2次長期総合計画、交通安全、防犯等の推進という項目において、このようなことが記載されています。1、防犯パトロールやその他の防犯活動を実施するとともに、地域ぐるみの自主的な防犯対策と啓発に取り組みます。2、地域の実情に応じて防犯カメラの設置を促進します。そのように、長期総合計画には記されています。今日まで、町は一体どのように取り組まれてきたことでありましょうか。

まず初めに、当局の見解を伺います。

○議長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外町長 大江君（登壇）

○番 外（町長）

お答えします。私が町長にならせていただきまして、あまりにも防犯カメラの設置数の少なさ、聞けば、平成20年に2基、それから8年後の平成28年に1基、3基しかなかったわけですね。その中で私が2年前に町長にならせていただきまして、今申しあげましたあまりにも少なさ、議会でも恐らくそういうことが問題になったんでしょうけれども、なぜ令和7年度までそれ以降ついてこなかったのか。

私は町長にならせていただいて、毎年10基ということを目標に、実はこの思いを当時の白浜の警察署長に申しあげました。そして、いろんなことがあれば最終的に警察がしっかりと関わってやっていただくということでありますから、警察のほうに、私はつける場所もいろんな管理もお願いをさせていただきました。あくまでもつけるのは我々町がつけます。今後私がこの立場にならせていただいている間は、毎年、10基はつけていきたいと思います。長期計画とは関係のないことであります。そういう中で、今後ともまた、私もこの防犯カメ

ラにつきましては、しっかりとやっていきたいと思います。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

教育委員会からは、学校の敷地内における防犯カメラの設置状況についてお答えいたします。

現在一部の小学校敷地内には録画可能な防犯カメラを設置しております。児童・生徒の安全確保に役立てているところがございますが、これらの防犯カメラは侵入者の侵入防止、それから事件の抑止、緊急時の状況確認などにおいて重要な役割を果たしており、学校や地域における安心・安全の環境づくりの一環として、その存在意義につき設置地域につきましては、十分認識しているところでございます。

以上でございます。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

続いて質問いたします。通学路の安全対策といたしましては、登下校時の町内各所での防犯ボランティアによる見守り活動や、自主防犯パトロール、通称青色防犯パトロールと呼ぶと思うんですけれども、自主防犯パトロールの方々が、常日頃から熱心に取り組んでいただいているおかげで、子供たちの安心・安全が守られていることに心より感謝申し上げます。

しかしながら、それでもなお、不審者による声かけやつきまといという事件が一向になくありません。これまで通学路だけではなく、町内各所にも、先ほど町長からも説明がありましたように、防犯カメラの設置が進められてきたことと存じますが、設置された台数で十分な安全対策ができるのか、あるいはどの程度の抑止効果となっていたのか、というような検証はこれまでされてきたことでしょうか。さらに昨年、いや、ここ数年来、不審者による声かけやつきまといという事件が何件ほどあったことでしょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

町内における小中学生が不審者から声かけやつきまといを受けた事案について、令和6年度には5件、また令和7年につきましても同じく5件の発生が確認されております。

昨年設置しました防犯カメラの抑止効果の検証についてということですが、つけたばかりというところもございまして、今後の町内での犯罪及び不審者による事案の発生状況を継続的に白浜警察署と情報共有をしながら進めてまいりたいと考えております。

これにより、防犯カメラの設置場所や運用の適正さを確認しつつ、さらなる抑止効果の向上につながる改善策を検討していく所存です。

以上です。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

続いて質問いたします。3問目、もし仮に不審者による声かけやつきまといという事案があった場合、教育委員会をはじめ、当局はどのような対策を講じられてきたのか、あるいは対策を講じようとしているのか。さらにはその事案に対してどのように情報提供をされてきたのか。このような取組が、次の事件を防ぐ抑止効果にも十分反映されていくことと考えるわけでありますけれども、そこで当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

議員からは、声かけ事案等の不審者対策に関するご質問です。

小中学校におきましては、警察や白浜町青少年センター等と連携しまして、不審者対応の避難訓練を実施しているところでございます。危険な声かけやつきまといに遭遇した際の対処方法といたしましては、不審者から距離を取る、それから大きな声を出す、大声を出す。その場からすぐに逃げるなど、具体的な指導を行い、子供たちの身を守る力を育てるとともに、現場での実践的な知識の向上を図っております。

また、声かけ事案が発生した際には、白浜町青少年センターや警察に連絡を行った後、メール連絡網等を通じまして、保護者に速やかに情報を提供し、各機関と連携を取りながら登下校時を中心にして見守りを強化しているところでございます。

加えて地域の見守り隊にも連絡を取りまして、学校と地域が一体となって子供たちの安全を守る体制を整えてございます。

教育委員会といたしましては、これらの取組を通じまして、再発防止や子供たちの安全確保に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

次は、4番目の質問に行きます。町の防犯政策を考える上で、先ほども少し触れましたけれども、防犯環境設定と呼ばれる防犯理論の活用や評価を取り入れることは非常に大切なことではないかと考えるわけです。例えば街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要綱と言われるものを策定されている自治体があります。白浜町でもそのような要綱はこれまで策定されてきたことでありましょうか。あるいはもし策定されているとするならば、これまでどのようにして住民に明示されてきたことでありましょうか。要綱には防犯カメラを設置する基準や目的、管理体制の整備についての詳細が書かれています。また、住民が納得、信頼できる運用体制の確立こそが、防犯対策の根幹となり得ることではないか。

つまり、本当に必要な場所に設置されてきたかどうか、いるかどうか。防犯カメラは安心・安全の基準をなす一方、プライバシーや人権にも関わる政策的配慮が求められています。だからこそ、住民の意見を丁寧に拾い上げ、透明性をもって運用するルールを整備する必要もあり得ると考えるわけでありますが、当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要綱の制定についてということで、ご質問をいただきました。

当町では白浜町防犯カメラ設置及び運用に関する要綱として策定してございます。その要綱に基づき運営を行っておりまして、この要綱の内容につきましては、防犯対策の適正利用と地域の安全確保を目的として策定したものとなっており、防犯カメラ設置に当たっては、撮影対象区域内の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨を表示することなどを定めております。

今ありましたように、今後とも、防犯カメラの運営に当たっては住民の皆様のプライバシーを尊重するなど、安全・安心な地域環境の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

最後の質問に移ります。

町と地域が連携して、自分たちの町は自分たちで守るという意識の醸成を重視していくことは非常に大切なことであります。また、犯罪を未然に防ぐために、多角的な視点で積極的な取組を進めることは、防犯に強いまちづくりを形づくっていくことにもつながります。子供たちを事件、事故から守るために、防犯カメラの設置数の拡大はもちろんのことでありますが、同時に設置の在り方を明確にすることで、住民にも設置の透明性と妥当性を高め、町の防犯意識も向上していくことになるのではないのでしょうか。

さらに、白浜町は年間300万人が訪れる観光地でもあります。当然、訪問してくださる方々にも訪れやすい観光地、安心できる観光地というイメージアップにもつながることと思うわけであります。防犯カメラは人の目を補完し、地域住民や通行人の安心感を高めるほか、犯人の検挙や不審者の特定などにも大変有効なツールです。子供たちから住民そして白浜を訪問してくださる方々の安心・安全が守られますように、そして地域の防犯環境がより一層進められますようにと提言し、最後に当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

防犯カメラの設置の必要性和町の在り方について申し上げます。

白浜町は年間300万人が訪れる全国屈指の観光地であり、私たちは地域住民のみならず、訪問者の方の安全・安心を守る責務があると考えております。防犯カメラは犯罪の抑止や迅速な対応に寄与する重要なツールであり、地域の安全確保の観点から、その設置は必要不可欠と考えております。また、防犯カメラ設置に当たりましては、住民や訪問者のプライバシー保護を最優先に、一人一人が安心して過ごせる環境づくりを目指します。防犯対策を進めるに当たり、地域の皆様や関係機関と連携を密にし、信頼されるまちづくりを一層推進してまいります。これからも訪れる全ての人々にとって安全で快適な地域環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

ありがとうございます。初めに町長から説明されたように、毎年10基程度をめどに、各地に防犯カメラを設置するということと、今日は通学路ということを中心に質問しましたがけれども、今からくしくも25年前の6月8日、皆さんもご存じだと思うんですけど、附属池田小学校で本当に悲しい事件がありました。事件以降、25年たつんですけども、やっぱり学校内においても守られる、そういうことを考えましたら本当に防犯カメラの設置って必要だな、大切だなと考えています。町長が毎年10基をめどに設置するというのは、ぜひ子供たちの安心・安全が守られるようなところで、警察とも協議があると思うんですけども、そういうことを踏まえて、本当に一番適したところに設置していただくように提言し、この質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上で、通学路における防犯カメラの設置についての質問を終わります。

次に、町内の小中学校再編についての質問を許可します。

1 番 小森君

○1 番

それでは、2番目の町内の小中学校再編について、ただいまより質問させていただきます。

昨日の松田議員、そして午前中の廣畑議員からも質問がありまして、私で3度目の小中学校再編に関する質問になりますけれども、私は主に日置川地域の学校事情を踏まえて、これから質問させていただきたいと思います。

新緑がまぶしく自然の息吹を感じる5月、先月、町内の多くの小中学校では春の運動会や体育大会が開催されました。私も母校の日置小学校や日置中学校のほうに出席させていただき、当日は天候も非常に恵まれまして、すばらしい天候の中ですけども、児童や生徒たちの元気な姿を通して、活力をいただいたところであります。昨今、私たちの町におきましても、少子高齢化が急速に進み、将来のまちづくりや地域コミュニティの形成に対する不安が拭い切れません。先日出たデータでは、昨年の国内の出生数は67万人、過去最少といえますか、どんどんどんどん少なくなってしまう状況があります。また、私どもの白浜町内の出生数は、正確なちょっと数字はごめんなさい、忘れましたが、40人台と伺っています。本当に少子高齢化がますます進んでいるなということを感じずにはられません。恐らく同じような問題や課題を抱えている自治体が全国に多々あると思います。

そこで、代表的な問題の1つに、公立小中学校の統廃合があります。既に文科省は、平成27年、2015年、今から11年前ですけども、昨日も松田議員もおっしゃっておられましたけれども、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて」という冊子を策定されております。令和7年3月に改めてそれは改定されているんですけども、ちょうど私もこれを読みながら、文科省の出したこの適正規模のやつをずっと読んでおりました。特に日置川地域における少子化の進捗は、町内の他校区よりも早く、既に安居小学校や安宅小学校では新入生がいないという年もありました。近い将来、日置小学校も同様のケースが起り得る可能性があります。そのような現状の中、今年の年頭から、小学校の保護者の間では、日置川地域における小学校の統廃合に

関する声が大きくなってきました。その中でも、大江町長と西田教育長が、保護者との協議の場で、令和9年4月から日置小学校の児童を安宅小学校へ合流し、近い将来統廃合、新校舎建設を目指すという趣旨を言われたということを多方面から伺いました。

そこで最初の質問ではありますが、そのような構想に至った経緯について確認させていただきたいと思います。当局の答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君

○番 外（町 長）

お答えします。午前中も答弁させていただきましたけれども、私の小学校、中学校の日置川、そしてまた白浜の第一、第二小学校ですけれども、この思いは変わりません。何度も申し上げますけれども、果たして現状の中で文科省で適正数というのは、これは全国を俯瞰して決められるということは、これは役所として当然の仕事でしょうけれども、私はやっぱり、日置川町も含めてふるさとに今日までいろいろと関係してきた1人として、昨日、今日思いついた話ではありません。先ほども答弁で申し上げましたけれども、中学校の同級生が誰もいない、小学校の卒業生が2人しかいない、こんな状況を我々がいつまで大人の立場で放置をしていくのか。子供には子供の社会がある。子供には子供の世界がある。やっぱりそういう適正な、適正といってもこれは主観的なことでありますから、何人が適正かということは、これは私も答えられませんけれども、少なくともしかし、現状、私は子供たちのいろんな切磋琢磨していく、だんだんだんだん子供もいろんなことを学ぶことが低年齢化してきました。組織と交わっていく、あるいは社会と関係していくということになれば、もっと子供たちを早い時期に、そういう1つの人数のある程度あるところの中で、切磋琢磨し合いをしながらやっぱり成長させるということが、これが私は大人の責任だというふうに思っております。

ですから、日置におきましても、2年前に日置川小学校、安宅小学校の有志のご父兄の皆さんから、町長、話を聞いてくれということでありましたので、年末、安宅の公民館で会合を持たせていただきました。集まれたのは8名ほどおられましたけれども、全ての皆さんが統廃合を望んでおられました。そして昨年8月には署名もいただきました。何よりも私は、議員も子供の安全を言うのであれば、津波が来たら一番先に影響を受ける日置川小学校、日置川中学校、そして隣にある保育園、これをいつまで我々が放置をしておくのかということです。ですから、私はこの行動を始めさせていただいたんです。

私は、いろいろと父兄の皆さんが、あるいはまた、もちろん地域の皆さんにも携わってもらわなければなりません。そういう皆さんにしっかりとこの私の思いをそしてまた、教育委員会との私との思いをお話しさせていただき、進めていきたいと思います。新たに造る学校につきましては、もう既に文科省との協議をさせていただいているところであります。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

続けて質問させていただきます。当局の答弁を伺いまして、日置小学校、日置中学校の点在している場所は、今、町長もおっしゃったように、今後想定されている南海トラフ巨大地震並びに東海・東南海・南海3連動の巨大地震によってもたらされる津波被害から、子供た

ちの命を守るため、早急に安全な場所に学校の機能を移さなければならない。また、少子化が進み、就学前では日置保育園で一緒に過ごしていたのに、就学後、別々の小学校へ進むことが果たして子供たちの教育にとって適しているのか等、このような内容の要望書が保護者会から教育委員会に、あるいは町長宛てに送られてきたことを踏まえ、こうした運びとなっているということで間違いないでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

議員ご指摘のとおり、日置小学校と日置中学校は、津波浸水想定区域内に立地してございます。また、南海トラフ巨大地震等の大規模災害等における子供たちの命の安全確保の最優先であるという点、そして、少子化が進む中で、就学前一緒だった子供たちが別々の小学校に進むことが教育的観点から適当であるのかといった保護者の皆様からの切実なご意見、これらの内容は、提出された要望書の中核をなすものであり、議員のご認識のとおりでございます。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

確かに近い将来、高い確率でこの紀伊半島を含む広範囲で巨大地震が予想されています。もしかしたら明日にも、いや、今現在起こり得ても不思議なことではありません。恐らく日置小学校並びに安宅小学校の保護者の方々もそのことは十分理解されていることでありましょう。しかしながら、現在の進捗状況を考えますと、白浜町の津波ハザードマップ2025年では津波浸水地域ではない安宅小学校へ令和9年4月から合流することに前向きに賛同されている保護者の方々がどの程度おられることでしょうか。さらに一方では、保護者会の中でもまだ戸惑っている方々も実際は少なくないのではないのでしょうか。そしてそのような保護者の方々の心情を教育委員会はどのように受け止めておられることでありましょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

懇談会後に実施したアンケートでは、日置小学校保護者の皆様からは、早期移転への理解が半数以上である一方、「急である」「どちらとも言えない」との戸惑いの声も半数近くございます。また、安宅小学校の保護者の皆様からは、令和9年度から令和10年度以降、新校舎建築後等、統合時期に関する様々なご意見が拮抗してございます。

教育委員会といたしましては、これらのアンケート結果を受け止め、子供たちにとって最善の教育環境を確保するよう努めてまいりたいと考えております。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

続いて質問させていただきます。和歌山県では平成25年、2013年に、南海トラフ巨大地震及び東海・東南海・南海3連動地震による津波浸水想定に基づくハザードマップが策

定されました。先ほど言いましたけど、去年の2025年1月に更新されていますけれども、そのマップでは南海トラフ巨大地震の場合、海岸沿いに位置する日置小学校及び日置中学校は5メートル以上の津波が到達してしまうと想定されています。また、一方で、安宅小学校が位置する地域では、津波浸水区域外となっていますが、いざ巨大津波が押し寄せてきますと、本当に安全であると言えるのでしょうか。しかもこのマップには、津波避難の3原則といたしまして、1、想定にとらわれるな、2、率先避難者たれ、3、最善を尽くせと、記されています。この津波ハザードマップはあくまでも想定であると思いますが、当局の見解を伺います。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

議員ご指摘のハザードマップにつきましては、東日本大震災の教訓や津波の遡上を考慮し、専門家が科学的根拠に基づいて作成した最大クラスの津波想定でありまして、決して過小評価されたものではないと考えてございます。

マップでは、日置小学校と日置中学校は5メートル以上の津波が想定される一方、安宅小学校は浸水区域外と示されてございます。安宅小学校への安全性へのご懸念は理解いたしますが、マップ上で浸水区域外であるということは、この想定上で、相対的に安全であるという認識でございます。

以上でございます。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

次の質問ですけれども、次はもう1つのハザードマップについて質問させていただきます。

今、津波ハザードマップからの安全性が本当に保証されているのかという質問をさせていただきましたが、歴史を振り返りますと、日置川は古来より幾度となく水災害や台風の襲来に遭遇してきた地域であります。日置川町史を回顧しましたら、度々水災害により学校が大破、流出し、再建されてきた記述を拝見いたします。特に昭和33年、今から約60年以上前でしょうか、台風17号の襲来は日置川が氾濫し、大被害をもたらすこととなりました。通称33大水害と呼ばれています。令和3年に和歌山県が作成した白浜町洪水ハザードマップでは、最大規模の雨、降雨が発生すると想定して、浸水想定地域が策定されております。津波ハザードマップでは、浸水想定地域外であった安宅小学校が洪水ハザードマップでは3メートル以上の浸水想定地域であると記されています。また、避難所施設の安全レベルは星1つ、これ星3つまでありまして、3つが最も安全だということですが、安宅小学校は避難所施設の安全レベルは星1つとなっており、非常に危険区域であるとも定められています。

そうしますと、想定外の大津波やゲリラ豪雨が発生した場合、安宅小学校の安全基準は果たして十分であると言えるのでしょうか。当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 教育次長 岡田君

○番 外（教育次長）

議員ご指摘のとおり、津波ハザードマップでは浸水区域外とされている安宅小学校が、令和3年策定の洪水ハザードマップでは、最大規模の降雨で3メートル以上の浸水が予想され、避難所としての安全レベルも星1つの非常に危険な区域とされている点につきましては、重要なご指摘であると認識してございます。

しかし一方で想定外の事態、すなわち、現行の科学的見地や、過去のデータを超越するような巨大津波や、ゲリラ豪雨が発生した場合には、絶対に十分と言い切れる安全基準は存在しないものと考えてございます。ハザードマップが示すリスクを複合的に捉え、安宅小学校が津波には比較的安全とされていても、洪水に対する脆弱性が高いことを踏まえまして、災害への備えを強化し、避難経路の確保や防災訓練の継続的な実施等によりまして、想定外を限りなく想定内に近づけるという努力が必要であると考えてございます。

○議長 長

1 番 小森君

○1 番

次に、統廃合に向けた学校施設、個別施設計画の策定について伺います。

まず、統廃合に向けた学校施設及び個別施設計画を策定し、学校統廃合における問題点や課題を丁寧に分析すること、統廃合によってもたらされるメリットやデメリットを抽出することから、進められていったほうがよいのではないかと考えています。本来なら、こうした見解を見いだした後、小中学校統合計画審議会等を設置し、統廃合へ向けたプランニングの策定を行うことではないか。学校関係者や保護者の方々、そして地域住民への説明会等を開催しながら、熟慮を積み重ねて、統廃合への推進力をより高めるほうが健全ではないかと考えるわけでありますけれども、当局の見解を求めます。

○議長 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

議員ご提案のとおり、統廃合のメリット、デメリットの分析が重要であることは全く同感でございます。しかし、現時点では、個別施設計画等の策定や、審議会等の設置については、考えてはおりません。

まずは、保護者、学校関係者、地域の方々と教育委員会で統合に関する準備会を立ち上げ、この準備会にて、議員ご提案のメリット、デメリットを含め、様々な側面を丁寧に議論し、統廃合を進めていきたいと考えてございます。

○議長 長

1 番 小森君

○1 番

次に、小中学校の適正規模、適正配置について質問いたします。

平成27年2015年、先ほども紹介させていただきましたけれども、公立小中学校の適正規模・適正配置に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～を文科省は公表しています。

まず、簡略に申し上げますと、1、学校は一定の規模を確保することが重要であること。2、学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心にする、そして3、学校は地域のコミュニティーの核として防災、保育、地域の交流の場等

の機能を併せ持つということが記されております。こうした観点から、白浜町におきまして、小中学校の統廃合は必要であるということとは言うまでもありません。

別にこの統廃合問題はここ最近の少子化が顕著になったから推し進められてきたというわけでもないはずであります。学校教育において児童・生徒の資質や能力を伸ばすためには、学校にある程度の規模を確保し、多様な意見に触れたり、切磋琢磨したりすることが大切だということで、実は国は今から70年前の1956年、昭和31年に既に学校統合の手引を策定されてきたわけであります。翌1957年に小中学校の学校規模の標準を定めてきたと。既にこういう話は、70年前から始まってきたわけでありまして、先ほど言っていますように今だからじゃないんですよ。

それだけに、ここで意図することは、20年ほど前、旧日置川町では、合併する少し前ですよね、既に統廃合問題によって地域が大変難しい時期を過ごされてきた、そのような歴史がありました。最終的には日置小学校と旧田野井小学校が統合し、現在に至っているわけでありますけれども、もし仮に日置小学校と安宅小学校の合流を進める前に、市町村合併後のこの20年の間に、どうしてこれまで深い協議と申しますか、そのような話合いがなされてこなかったのかと、今なぜか、という問題も起こるわけでありますよね。

既に学校の適正規模からすれば、もっと前からこういう話が進められてきて当然ではなかったかと。私個人ですけど、実は議員に当選させていただいた六、七年前には、一応統廃合については既に申し上げてきましたけれども、そのときは全くそういう話が進まなかったんですけれども、やっぱりこういう背景がある中で、もっと早い段階で進められてきてよかったのではないかと考えるわけでありますけれども、そこで当局の答弁を求めたいと思います。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

合併後の話でございますが、これまでの間、安宅小学校の日置小学校への統合問題につきましては、保護者から教育委員会に対して何度かご相談があったことは事実でございます。

平成20年に当時の育友会長並びに学校長より教育委員会に提出された陳情書がございます。学校統合問題より派生する諸問題の解決についてに対する回答、安宅小学校統合問題に関する見通しについてというものがございます。そこにあるように、合併後も学校統合への保護者の願いと地域住民の意見の相違というのがございました。引き続き、そういうことが存在していたこともあると思われます。統廃合についての具体的な協議には発展しなかったというのは、そういうことであるというふうに認識をしております。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

次に、学校の統廃合における問題点、課題について、まさしくそのときになかなか進められなかったというのは、実はこういう問題点や課題があったからではないかということを質問させていただきます。

学校の統廃合における具体的な問題点、課題を明確にし、学校、地域、保護者が協力、理解し合い、課題解決に向けた取組を検討することが何よりも大切ではないか。例えば通学環

境、通学手段への影響です。スクールバスを運行するならば、恐らく1時間以内を目安とすると思いますが、場合によってはそれ以上の通学時間が適正とみなされるため、一部の児童・生徒の通学の長距離化が懸念されてしまうかもしれない。

次に、地域コミュニティへの影響です。統廃合は基本的に地域の衰退をもたらす可能性があります。度々学校は地域の核であると言われますが、その地域に学校がなくなってしまうと、子供たちと地域の方々の触れ合う機会も減少し、地域全体の衰退を招いてしまうおそれがあるということ。

そして最後に、児童・生徒たちへの影響です。児童・生徒には身体的精神的疲労のほか、教育面における弊害ももたらされてしまうことが考えられます。当然ながら、統廃合が行われれば、教育環境が大きく変わり、児童・生徒の中には新校舎や新しい集団への適応に対して精神的疲労を感じる子供もいるかもしれません。

そこで、これらの具体的な問題点や課題をこの1年でどのように取り組み、解決されていくことでありましょうか、当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

ご指摘いただいた通学環境、地域コミュニティへの影響、そして何より子供たちへの心身の負担、これらは統廃合を進める上で最も重視していかなければならない重要な課題だと認識をしております。

この1年間でこれからどのように取り組むかということにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、統合に関する準備会を立ち上げ、ご指摘いただいたことにつきましても協議したいと考えてございます。具体的には、通学の安全確保や負担軽減策、地域コミュニティの活性化や代替機能の検討、そして児童・生徒の精神的、身体的負担を和らげ、新しい環境への円滑な適応を支援するためのきめ細やかなケアなど、多角的な視点から解決策を模索していきたいと考えております。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

次に、統廃合における問題点、課題の解決へというテーマで質問をさせていただきます。

これらの問題や課題を解消するためには、かなりの労力と時間が必要となってきます。時間をかけたからといって、全ての問題点や課題が解消されているとは決して思っておりませんが、令和9年4月から合流するよりは、あと1年、2年、さらに時間を重ねて、問題点や課題を丁寧に協議し、解決していくほうが、学校や保護者、地域の方々、そして何よりも児童・生徒が統廃合に向けて前向きに進んでいけることになるのではないのでしょうか。

具体的に言えば先日、日置中学校と三舞中学校の生徒たちが合同で音楽交流会を通してすばらしい機会を持ったことを伺いました。また、今は修学旅行を合同で行っているということでもありますけれども、日置小学校、安宅小学校、さらには安居小学校の児童たちが、例えば合同で行える授業カリキュラム、交流機会を増やすことで、児童たち同士が、子供たち同士が一緒に学び舎で過ごしたいという声がより一層あふれてくることではないのでしょうか。そのほうが自然と統廃合へ向かっていくのではないかと考えるわけです。

具体的に言えば、運動会や遠足、可能な限りできる授業をそうした形にすることで、さらに子供たちの中でそういう関係性が深まってくるのではないかと考えるわけです。一方でスクールバスの運行や学校関係者の負担が増えるかもしれませんが、そうした取組のほうが、教育環境の差が、さらなる充実へと、統廃合以降もつながっていくことになるのではないかと考えるわけですが、当局の見解を求めます。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

議員ご提案のとおり、子供たち自身が自然と統合を望むようになる合同での交流活動や授業は重要であり、非常に有効な取組だと認識をしております。

今お話のあった修学旅行や合同授業もそうですが、水泳についても今年は合同授業を予定されております。こうした取組については、今後立ち上げる統合に関する準備会にて積極的に協議したいと考えてございます。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

最後になりますけれども、統廃合がもたらすメリット、未来のすばらしい教育環境を形づくるためにというテーマで質問させていただきます。

学校の統廃合がもたらすメリットがたくさんあることは、私自身も既に承知しています。具体的に言えば、人間関係におけるメリット、教育指導面におけるメリット等々、幸いにも、文科省において、令和7年に改定された冊子では、実際に学校統廃合に取り組んだ4つの自治体の好事例が紹介されています。もしよければこれ皆さんパソコンで印刷していただければ分かると思うんですけど、好事例が4つご紹介されています。どの自治体も統廃合に向けては、様々な問題点や課題があったり、ここに至るまで苦労がたくさんあったと思います。全ての事柄が決してスムーズに運んだことではなかったこともよく理解できます。だからこそ令和9年4月からではなく、もう少しだけ時間をかけて取り組むことで、多くのメリットを生み出すことができるのではないのでしょうか。

今回の小中学校再編の質問において、改めて旧日置川町に關係する学校の歴史を振り返ることにいたしました。どの学校にも歴史があり、長い時間をかけてそれぞれの学校や地域においてすばらしい教育環境をそこで培ってきたことと思います。今現存する学校を調べましたら、1875年（明治8年）と途方もなく遠い昔でありますけれども、今から151年前、去年150周年を迎えましたけれども、安居小学校、日置小学校が1875年に誕生いたしました。当時、安居小学校では、環状線の環に泉と書いて恐らく「かんせん」小学校と呼んだと思うんですけども、151年前に誕生しました。そして日置小学校は盈進小学校と呼ばれていました。さらに1889年（明治12年）、それから4年後ですけれども、安宅小学校が当時ありました大古小学校より分離されて、1889年に設立されたという歴史があります。3年後、安宅小学校も創立150周年を迎える予定であります。

現在の日置川地域の少子化傾向と地域の将来設計を考えますと、恐らく今回の統廃合への取組が最後の機会になってしまうのではないかと、そのように私は強く感じております。それだけに十分な検討をしていただき、未来の日置川地域の子供たちの教育環境がさらに充実

することができますことを提言し、この質問を終わりにいたします。

○議 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

小森議員におかれましては、日置川地区の歴史、そのことを深く考えていただき、未来についても考えていただいていることを深く感謝を申し上げます。

議員のご指摘のとおり、学校の統廃合がもたらすメリットが多岐にわたることは、教育委員会としても認識をしております。文部科学省の好事例等を参考にしながら検討していきたいと考えてございます。

同時に、統廃合には様々な課題が伴います。もう少し時間をかけて取り組むことで多くのメリットを生み出すことができるのではないかとのご提言もいただきました。しかし一方で、今回の小中学校再編、特に日置川地区における学校統合は、速やかな対応が不可欠であると考えております。保護者の皆様から提出された統廃合を求める署名には、友人と離れる寂しさや、学年で児童が1人しかいない現状への切実な願いが込められておりました。少子化が進む中で、子供たちが多様な意見に触れ、共同的に学ぶ環境を確保するためには、集団規模を確保することが喫緊の課題であると考えます。その時期についても準備会にて、話ができたらいいと思っております。

また、何よりも子供たちの命と安全の確保です。日置小学校及び日置中学校には津波浸水区域にあり、防災上の危険性が極めて高い状況でございます。子供たちが安心して学校生活を送るためには、速やかに安全な地域への移転を進めることが不可欠であり、これが最優先事項であると認識をしております。

今回の統廃合が最後になるかもしれないのご認識は、教育委員会としても共有しており、それだけに、これを単なる学校の縮小ではなく、日置川地区の学びの場の再創造の機会と捉えております。これまで築かれてきたすばらしい教育の歴史を尊重しつつ、地域全体で子供たちの成長を支え、日置で学びたいと思える安全で充実した教育環境を教育委員会、地域、保護者、皆さんと一緒につくっていききたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

最後に、教育長から答弁をいただきました。ありがとうございました。

ちなみに、もう1つ最後に付け加えましたら、実は日置小学校、安宅小学校って、大体節目のときに学校の校舎が造り変えられています。例えば1年、2年はちょっと前後してずれるんですけども、私が先ほどあえてその3校の歴史を言ったのは、3年後に安宅小学校が創立150周年を迎えられると。決して津波のことを考えれば一日でも早くという思いもあるんですけども、まだ新校舎等々の計画なども具体的には進んでおりませんし、何よりも子供たちの教育的なスピードというか、速度、歩調に合わせてやはり柔軟な対応を取っていただきたいと。できれば少しだけ時間をかけて、本当に一番いい形で統廃合していくことって何だろうかというのをもう一度改めて教育委員会の中でも審議していただき、一番いい形で進めていただきたいと。何度も言いますけれども、恐らくこれが日置川地域にとって最

後の統廃合になることもあり得ますので、そういうことを総合的な見地から進めていただければ、より地域の皆さんも、前向きに進んでいくと思いますので、そこら辺、十分考慮されて進めていただきたいということを提言し、私のこの質問は終わりにさせていただきます。

○議 長

以上で、町内の小中学校再編についての質問を終わります。

次に、8月1日開催の花火イベントについての質問を許可します。

1 番 小森君

○1 番

最後の3点目の質問に移ります。3点目は8月1日開催の花火イベントの概要についてであります。

去る5月19日の地方紙において、白良浜で8月1日土曜日に、音楽ライブや打ち上げ花火がある有料イベント、スカイアートフェスティバルが開催されるという発表がされ、この音楽ライブや花火イベントを手がける企業は、福岡市に拠点を置くC&Eという企業などでつくる実行委員会が主催し、町が共催すると掲載されていました。町が共催するということは字義どおりに言えば、その行事の実施に当たり、企画または運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担するということになりますが、当町議会においても、そのようなイベントに関する開催内容や経過等の報告もなく、当町の経済3団体をはじめ、飲食組合の方々も含めてでありますけれども、地元関係者にも正式な報告がなかったことと思います。恐らく地方紙の紙面を通して、初めて正式に知り得たという方々がほとんどだったのではないのでしょうか。なぜこのようなすばらしいイベントが開催されるについて、正式な報告がなされなかったのか、非常に私は少し残念に思うんですけれども、まず、初めに当局の見解を求めます。

○議 長

小森君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

午前中のご質問をいただいた答弁のところでもお答えしておりますので、重複するところもありますけれども、よろしくお願いします。

このイベントにつきましては、昨年のジャイアントパンダ返還後、いろいろな報道がなされている中、町長を筆頭に、町を挙げて誘客に取組を行っていることに感銘を受けた株式会社アパマン様より、ぜひ応援したいとの申出により地域貢献事業として実現したのですが、直前まで開催日時やイベント内容が確定しなかったこと、出演アーティストの調整や契約条件等の関係で私どもからの公表がNGであったこともあり、公表ができてごさいませんでした。また、交通規制等についても決定しておらず、報告に至っておりませんでした。関係団体等につきましては、毎月1回実施している会議等においてイベントが計画されていること等については、共有をしております。

今回民間主催のイベントということで、情報発信の制約等もあり、結果として皆様へのご報告が遅くなりましたが、情報等が確定し、報告できる際には、報告をさせていただきたいと考えてございます。

○議 長

1 番 小森君

○1 番

今、担当課長からご説明いただきました。開催決定に至る経過措置につきましては、出捐アーティストの調整や契約条件等の関係で、公表がNGであった、そのことはよく分かりますけれども、それならば町として、なぜ共催という立場を選んだのかという政策判断の説明が十分であるとは言えないと私は考えております。

それと、昨日の溝口議員からも指摘されましたが、去る5月20日金曜日に開催された議会運営委員会において、副町長が、予算支出が発生していないので、議会に報告する必要はないとおっしゃられましたが、共催とうたっている以上その発言はいかがなものでありましょうか。その真意を伺いたいのでありますけれども、お答えいただけるでありましょうか。

○議長 長

番 外 副町長 愛須君

○番 外（副町長）

今、小森議員のほうからご質問をいただきました。通告になかったものできちんとした答弁ができるかどうか分かりません。

議会運営委員会のほうで私が説明させていただきました。今、副議長が言われたとおり、今までもそうなんですけれども、町が主催というイベントであれば、もちろんいろんな形で報告のほうはさせていただいていたと記憶しております。議運の中でも私が申し上げたのは、正式な全員協議会等で説明するということはありません。ただ内容等が決まりましたら、チラシになるかポスターになるか分かりませんが、議長を通して議員の皆様方にきちんとした報告のほうはさせていただきますということを答弁というか、議運で話しさせていただいたところであります。

○議長 長

1 番 小森君

○1 番

今、副町長がそのようにおっしゃられましたけれども、主催であるということも分かります。でも共催もやはり同じような、企画運営から、何というんですか、責任の主体も担うということで、やっぱり共催であるという以上は、そのような報告がなされて普通じゃないかと思うんですね。

例えばこれが協賛とか協力とか後援という形であれば、何かあったときに責任の主体がない立場でありますから、それはそれで分かるんですけれども、共催とうたっている以上、もしかしたら、ごめんなさい、私の共催に関する理解が間違っているとするならば申し訳ないんですけれども、やはり民間の業者と町が共催という形で共にこのイベントを盛り上げていこうというのであれば、やはり正式な報告があってもよかったのではないかと思うわけでありますけれども、いかがでありますでしょうか。

○議長 長

番 外 副町長 愛須君

○番 外（副町長）

議員のご質問にお答えします。

今まで共催というイベントも多数あったと認識しています。議員ご指摘のとおり、この大

きなイベントというくくりで今回共催ということで説明をするべきということなのか、過去にもいろんな大きい、小さいイベントがありましたが、共催ということで、町が名前を連ねたイベント、また、講演会、研修会等々がありますが、その都度、議会のほうに、全員協議会、議員懇談会のほうで、全てを説明させていただいたかといえばそうでなかったと記憶しております。今回も説明、先ほど観光課長が答弁したとおり、こちらからというのか、企画会社が発表する前に、ある方がSNSへ載せたことで一気に町民の方々、また、新聞社の方々に知れ渡ることとなって、それで初めて地方紙のほうに、この花火大会の記事が載せられたと記憶しております。こちらとしても別に、昨日溝口議員も言われましたが、議会軽視というわけではなく、今までどおり令和元年のときに、全員協議会の在り方等々、その当時の議長のほうから文書のほういただいておりますので、町としては、きちんとした説明については、させていただく。ただ、町の事業でもなく、共催とはいえ民間会社がする花火大会について、どこまで発表できるかということもありましたので、議運のほうで、こちらのほうから申し上げたわけではなく、議運の委員長が説明を求められましたので、そのような答弁させていただきましたが、今後、共催ということで、議会のほうが説明をその度々に必要ということであれば、当局としまして、再度、議会と町との今までの申合せ等々も議長のほうに相談して、そこを改めた上でさせていただくのか、大きいイベントだけするのか、小さいイベントだけするのかとか、いろんな課題はあると思います。

議運の中で私が申し上げましたが、議員それぞれにおいてイベントなり町の事業なりの捉え方は、各議員さんで違うと思うんです。その中で、どれだけ12人の議員さんが全てを知り得たいか、たまたま1人の議員さんが知り得たいことも、町として説明するべきなのか、説明できないのかとか、いろんな課題は残ると思いますので、今ここで明確な答弁はできませんが、一度議長とも相談させていただいて、今後こういうことがないように、町としては取組のほうをしたいと思います。

以上です。

○議長

長

1番 小森君

○1番

番

最後の観光振興の構築というテーマで質問させていただきます。

このイベントに際し地方紙には、これまでにないイベントで、白浜が改めて注目されるきっかけの1つになると、そのように町はコメントしています。さらには打ち上げ花火約8,000発を予定し、過去最大級の規模であると。白浜の観光振興をさらに盛り上げたいという思いは、長く観光立地町として歴史を刻んできた白浜の住民にしてみれば、誰もが賛同することであります。先ほど副町長に答えていただきましたけれども、恐らく観光立地町として歩んできた我が白浜にとっては、本当にこんなすばらしい事業が予定されている、催しがされようとしていると、もう誰もがやはり白浜観光を盛り上げたいと賛同することであります。

もちろん私も全く反対する気持ちもありません。何とかして、観光入込客数や交流人口を増やしたい、白浜の魅力を再考させたい。だとしたら、こうしたすばらしいイベントを開催するに際し、ワンチーム、いや、オール白浜として最大級のおもてなしを構築していくことこそが、開催していただくイベント会社と地元の観光業界の絆をより一層強めることになる

のではないのでしょうか。

午前中も、原点回避という質問で、菊原議員が温泉のことを取り上げていただきました。本当にこの白浜に源泉が湧き出るように、白浜の魅力をオールワン、オール白浜として創出していくことが最もこのようなイベントを開催するに至って、より一層盛り上げていくことにつながっていくのではないかと。私はそのように強く思うわけであります。

そしてまた、実際、全国にはそうしたワンチームといいますか、オールワンとして、改めて再興してきた地域がたくさんあると思うんです。例えば、私たちと同じような温泉街である熱海温泉街や草津温泉街、さらには関西で言えば城崎温泉街がそうではなかったでしょうか。とすれば、やはり、副町長のお答えも分からないわけではないんですけれども、共催とうたっている以上は、できる限りオールワンといいますか、オール白浜として、このようなすばらしいイベントをみんなで盛り上がっていくことこそが、この温泉街の復興にも大いにつながっていくことになるかと、私は強くそう感じるわけでありますけれども、最後に当局の見解を求めたいと願います。

○議長

長

番 外 観光課長 新田君

○番 外（観光課長）

白浜の魅力を高め、さらなる高みを目指すためにも、行政も含め地域が一丸となって同じ方向を目指していかなければ、発展はないと私どもは考えてございます。ただ、今はまだそこに向かう変革のときだと考えております。

コロナ禍により旅のスタイルやニーズが変わり、長年いたパンダが返還されるなど、白浜町を取り巻く環境が激変する中で、引き続き多くのお客様に来ていただくためには、昔のスタイルや慣習にとらわれることなく、絶えず新しい魅力づくりと観光資源の磨き直しが必要であると考えており、我々行政はその仕掛けづくりを行い、地域の方々は、それを生かしてお客様にサービスを提供することで、地域全体の満足度や魅力が向上するものだと考えておりますが、まだまだそのような地域一丸とはなられていないのではないかと考えております。もちろん一朝一夕でできるものではないことも実感をしてございます。

引き続きいろいろな取組を行い、より一層魅力ある観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長

長

1 番 小森君

○1 番

担当課長より答弁ありがとうございました。

ぜひ8月1日、このすばらしいイベントを成功裏に収めていただきたいと。願わくば、やはり継続できるようなイベントであり続けることが、さらに白浜の魅力を再創出といいますか、盛り上げていくことの機運にもなっていくと思いますので、ぜひそのことも含めて、今後チームワン、オール白浜として取り組んでいけるような、そのようなやっぱり体制をぜひつくっていただきたいと。当日は8月1日土曜日であります。今日はもう質問しませんでしたが、恐らく当日町職員もかなり協力されることと思いますけれども、また職員の労もねぎらっていただき、本当に職員に負担のないような形で、協力できるような形をぜひ考えていただきたいと願い、私の質問はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

た。

○議 長

それでは、8月1日開催の花火イベントについての質問は終わります。

以上をもって、小森君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 12 分 再開 14 時 20 分)

○議 長

再開します。

通告順7番、8番 丸谷君の一般質問を許可します。

丸谷君の質問は一問一答方式です。通告質問時間は60分でございます。

質問事項は、1つとして、金芽米について、2つとして、農業施策について、3つとして、ふるさと納税について、4つとして、ふるさと住民登録制度についてであります。

初めに、金芽米についての質問を許可します。

8番 丸谷君（登壇）

○8 番

議長の許可が出ましたので、通告どおり一般質問させていただきたいと思います。

まず初めに、この場に立たせていただいた皆様に感謝を申し上げるとともに、住民の気持ちを代弁したいと思います。

金芽米について。令和8年4月から、町立保育園で金芽米の給食提供が始まっております。金芽米は栄養価が高いと聞いております。また、すさみ町、上富田町といった近隣市町村でも採用されており、業界でも注目されていると聞いております。しかし、白浜町内において、金芽米の取組が周知されていないと感じており、事実確認と周知目的のために、4点お聞きします。

まず、1点目として、白浜町は地産地消を推奨していたように思います。その観点から、金芽米は地元米を使用しているのか、答弁を求めます。

○議 長

丸谷君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 町長 大江君（登壇）

○番 外（町 長）

丸谷議員にお答えします。詳細につきましては民生課長の方からお答えしますが、冒頭、なぜこのような流れに至ったのかということとを少し私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

この町は観光まちでありながらなかなか循環産業になっていなかったわけです。そして私も長年、このふるさとであるこの白浜町をいろいろと回らせていただく、いろんな形の中で接触をさせていただく中で、2年前にこのような立場にならせていただきまして、いろんな農業関係の皆さんから、「観光ばかりやって、何なん。わしら、何もないやないか」と、実は、大ざっぱな言い方をすれば、実はこういうお声をいただけてきました。それは、冒頭、私が言いましたように、やはり地産地消になっていない。せっかく農家の人が、しっかり頑張って作ったものが来ていただく観光客の皆さんの口に入らない。

ここが一番大きな問題であったんじゃないかなということで、私は、何とかそこはお米か

ら1つ始めてみようということで、実は令和7年度で、農林水産課のほうでアンケートを取っていただきました。米を作っている農家の皆さんが一体どれだけ供給ができるかという、まずはその供給量を我々が把握する。なかなか300万人の観光客が来る皆さんの胃袋を我々が町で作るもので全て受け入れていけるわけにはいかないわけであります。ですから、そうは言いましても、やっぱりせっかくお米を作っていただいている農家の皆さん方にやはり、観光客の皆さんやあるいは町民の皆さんに食べていただこうということで、今申し上げました、令和7年度でアンケートを取らせていただいて、どれだけのこの供給量が出るかということです。そして、今年の秋から新米ができたときに、まず、我々町がそのお米をしっかりと受け入れて、そして、今はお米が高いですから、そういう問題は、当時、私がこのことを発想したときにはなかったんですけれども、当時はJAで30キロ8,500円前後でした。それが回り回って、ホテルやいろんな飲食関係に行きますと、当時で約1万2,000円前後でしたね。ですから、農家の方が8,500円で入れて1万2,000円で小売価格で販売されていく。その差額をしっかりと我々が見てあげて、そして、農家の皆さんが少しでも高く、お米が供給できる、そういう体制をつくれば、これは、風が吹けば桶屋がもうかるという論理がありますけれども、我々は遊休地だとかあるいは耕作放棄地で、いろんなところで使われていないところに、白浜町というのは、お米を町が買い取ってくれる、お米を町がしっかりと受け入れてくれるということになっていけば、お米を作ろうか。わしらも行ってちょっと米を作ってみようかという、我々は町ですから、もうけるということではないんです。あくまでも、農家の方々に還元をしていく。少しでも利益を頑張って、田植をしながら秋に収穫をする大変な作業です。朝は朝干し、夜は夜干しと言われたように、農家の作業というのは大変なんです。

ですから、これはもう丸谷議員は言わずもがなで、議員は農業というものをしっかりと経験をされてきて、そしてまた今回、新たにこうして議員になられた。今後は日置川をふるさとして、そしていろんな町民の皆さんの声を聞いていただいて、また、この立場で議員の皆さんと、そして丸谷議員とも一緒にしっかりとやっていけたらいいなというふうに思っております。

ですから、今申し上げましたけれども、そういう流れの中で、何とかブランド米を作りたいということで、我々は募集しました。約800人の皆さんが全国から応募してくれました。そして最終的に白良米という名前に決めさせていただいたんですけれども、今後はこの白良米を令和8年3月の6日に協定を結ばせていただいた東洋ライス、東洋ライスの健康米である金芽米をしっかりと我々が提携の中で、まずは子供たちに、そして町民の皆さんに、そして観光客の皆さんに我々が提供できたらいいなと、実はこんな流れの中で始めさせていただいたわけであります。

詳細につきましては、課長のほうからまた答弁があると思いますけれども、どうか今後ともまた、いろいろな丸谷議員の知見、経験ということを教えてくださいまして、また、一緒にこのふるさとのためにやっていけたらいいなと、このことを最後に申し上げまして、答弁にさせていただきます。

○議長 長
8番 丸谷君
○8番

私からの、金芽米は地元米であるかというのは、もう地元米ということによろしいのでしょうか。

○議 長
番 外 民生課長 玉井君

○番 外（民生課長）

地元米であるかというご質問につきましては、地元のキヌヒカリの玄米を、白浜産のキヌヒカリを使っております。

○議 長
8 番 丸谷君

○8 番

次にお聞きします。流通についてお聞きします。白浜と和歌山市では距離があるため、どのような業者がどのような方法で行っているのか答弁を求めます。

○議 長
番 外 民生課長 玉井君

○番 外（民生課長）

金芽米の流通について、ご質問をいただきました。

金芽米の流通経路につきましては、東洋ライスが地元産の玄米を J A 和歌山から引き取り、和歌山市内の東洋ライスの工場で金芽米に精米をしまして、月に 2 回のペースで町内の公立保育園 4 園に届けていただいております。また、物の流れとしましては、まず町が J A 和歌山から玄米を買い取り、町と東洋ライスとの金芽米の製造業務委託契約に基づきまして、東洋ライスに搗精や保管、それから、袋詰めをして配送を行ってもらっております。

以上です。

○議 長
8 番 丸谷君

○8 番

では 3 点目としてお聞きします。

金芽米は東洋ライス株式会社が特許を得た精米技術だと聞き及んでおります。流通コスト、精米コストは、どの程度かかっているのか、答弁を求めます。

○議 長
番 外 民生課長 玉井君

○番 外（民生課長）

精米コストについて質問をいただきました。

この業務委託料としましては、精米に係る搗精料やそれから保管、袋詰め、輸送費込みで 1 キロ当たり税別で 8 7 円という金額になっております。これは、連携協定の実施項目、町民の健康増進に基づいての価格設定で、公立保育園 4 園分を合わせて、今年度の年間予算額は約 3 0 万円と見込んでおります。

なお、直接精米のコストではありませんが、昨年度までお米を各園がそれぞれ個別に発注をしておりました。なので、発注時期や頻度、それから納品日やその頻度もそれぞれだったので、今回の金芽米導入に当たりまして、全園の米の必要量を取りまとめ、一括発注する形へと、調達方法を見直いたしました。この集約化によって効率化が図られて、昨年度に比

べてお米の購入の単価を20%引き下げることができました。これによって今年度の必要想定量に換算しますと、お米の代金だけで約70万円削減できる計算になります。

したがって、公立保育園の給食用のお米に係るトータルの調達と配送にかかるコストは、金芽米前の導入に伴って、むしろ引下げに成功してございます。よろしくお願いします。

○議長 長

8番 丸谷君

○8番

4点目として、金芽米は栄養価が高いと言われていますが、実際にどのように高いのか、一般の方、特に保護者の方にはあまり周知されていないように思います。一般米に比べどのように栄養価が高いのか、エビデンスの説明を求めます。

○議長 長

番外 民生課長 玉井君

○番外(民生課長)

白米と比較して金芽米がどのように栄養価が高いのかというご質問をいただきました。

金芽米は、商品の銘柄ではなく、その精米方法によってできるお米の名前であります。お米がもともと持っている栄養を最大限に引き出された無洗米で、白米同様の食べやすさを保ちながら、うまみや甘みが強く、そして玄米に近い栄養が残されております。玄米の内部には多くの栄養とうまみが詰まった、亜糊粉層という薄い槽があるんですが、通常の精米では、食感をよくするために外側のぬかの層を取り除く際に、この亜糊粉層まで一緒に取り除かれてしまいます。金芽米は、均圧精米法という特殊な技術を用いることで、このうまみと栄養の層を残されたお米であります。

金芽米には白米と比較して、免疫力を高めると言われているリポポリサッカライドが約6倍、ビタミンB1は約7倍、そしてオリゴ糖類は約1.2倍、食物繊維が1.5倍、そのほかにも良質のたんぱく質やカリウムなどの玄米の栄養価があり、そして何よりも炊飯すると、オリゴ糖などの良質な糖質によりご飯の甘みやうまみが引き出され、口当たりもよくなっております。

ですので、本施策は、子供たちの健康増進、そして食育の推進、そして地産地消という多くの価値を同時に創出する取組であると考えております。

今後におきましても、園児や保護者を対象とした食育講座などを実施しながら、子供たちの豊かな食生活の推進並びに健康づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長 長

8番 丸谷君

○8番

地場米を使い、無洗米による調理の省力化ができ、低コストで栄養価も高いものを提供できるのであれば、周囲にもっと周知するとともに、このすばらしい取組を小中学校でも行うべきと考えます。

最後に、教育長から答弁をいただいて、この質問を終わりにします。

○議長 長

番 外 教育長 西田君

○番 外（教育長）

丸谷議員にご質問いただきました金芽米の学校給食への導入について、お答えいたします。

学校給食につきましては、安全・安心で栄養バランスの取れた給食を安定的に供給するとともに、地場産物を活用した食育の推進にも取り組んでいるところでございます。

このような中、金芽米につきましては、精米作業の省力化や使用水量の削減が期待されるほか、精米方法の工夫により、ほかの米と比較して栄養成分を多く残していることから、栄養面にも配慮された製品として教育委員会も関心を持っているところでございます。

一方、本町の学校給食は、自校式調理場が5校、共同調理場方式による給食センターが3施設あります。1日当たり約800食もの給食を提供している施設もあります。このような大規模調理施設において、新たな食材や調理方法を導入する場合には、必要量を安定的に確保できるかどうかをはじめ、供給体制や納品方法、保管体制、炊飯時の品質や仕上がり、調理工程への影響などについて十分な確認が必要となっておりまいます。

金芽米の学校給食への導入につきましては、昨年度に町長から検討、指示をいただいております。教育委員会としましては、既にこうした課題や、運営面への影響について、関係機関とも連携をしながら、学校給食への導入に向け、調査研究を進めているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

8番 丸谷君

○8番

この質問を終わらせていただきます。

○議長

以上で、金芽米についての質問を終わります。

次に、農業施策についての質問を許可します。

8番 丸谷君

○8番

次に、農業施策についてお聞きします。農業を取り巻く環境が厳しくなる中、農業委員会の提案により、集落営農を守るための政策として、行政主体の農業法人設立に向けた調査、検討が始まり、白浜町遊休農地対策組織等検討協議会が設立し、対応を進めてきたと聞いております。営農は収支採算を考えると難しく、農地中間管理機構の活用は、相手方協議や判断に委ねられる懸念があることから、状況を見ながら模索していくとして、圃場維持に特化した事業として令和5年度から検討協議会による農地保全管理作業受託事業を実施し、令和6年度から、ラジコン草刈り機や、農機具の貸出しを開始したと聞いています。

そこで2点、お伺いします。

1点目として、農地保全管理作業受託事業貸出事業の使用費用と実績の報告を求めます。

○議長

丸谷君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 農林水産課長 富田君

○番 外（農林水産課長）

ただいま、丸谷議員から農業施策についてのご質問をいただきました。

白浜町では、農業を取り巻く厳しい状況の中で、令和元年８月に遊休農地の増加を防ぐために、白浜町農業委員会から町へ出された各地域の長期的な展望を見据え、集落営農を守るための政策として、行政が主体となり関係機関や関係部署と農業法人設立を視野に入れた協議を進め、実効性のある取組を始める必要がある旨の意見をもとに、農業法人の設立に向けた調査、検討を始め、令和３年９月に、紀南農業協同組合、町農業委員会、大井堰土地改良区、血深井土地改良区、町農業振興協議会、西牟婁振興局農業水産振興部及び白浜町により、白浜町遊休農地対策組織等検討協議会を設立するなど、その対応を進めています。

そして、当面の取組としまして、まずは圃場維持の事業が最も実効性が高いとの結論に至ったことから、同協議会が事業主体となり、町が購入したトラクターなどの農業用機械による農作業受託事業を令和６年１月から、同年４月には同事業で使用する。農業用機械を有効に活用し、関係者の費用負担を軽減することを目的とした農業用機械貸出事業を開始したところでございます。その費用と実績につきまして、答弁させていただきます。

農地保全管理作業受託事業に要しました費用につきましては、トラクター２９６万７，６９０円、フレールモア５８万６，１９０円、ラジコン草刈り機３２４万９，４００円、ウイングモア２４万９，４８０円、その他として３３万３，５９０円で、実績としましては、農地保全管理作業受託事業は、令和５年度１件、令和６年度４件、令和７年度２件、令和８年度２件でございます。農業用機械貸出事業は、令和６年度に１４件、令和７年度で２８件、令和８年度で７件でございます。

以上です。

○議 長

８番 丸谷君

○８ 番

ラジコン草刈り機や農機のレンタルが、農地の使用者及び地主、さらに相続候補人にも定期周知することを提言いたします。

２点目として、農地中間管理機構の主体が市町村に替わったことから、農地中間管理機構を活用した法人の検討を、現在はどうのように考えているのか答弁を求めます。

○議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○番 外（農林水産課長）

農地中間管理機構を活用した法人の検討について、お答えさせていただきます。

農地中間管理機構とは、規模縮小や後継者がなく離農をしようとする農家等の農地を借り上げ、相手先農家へ貸し付ける組織のことでございます。和歌山県では、公益財団法人和歌山県農業公社が、農地中間管理機構の指定を受けております。

質問では機構の主体が市町村に変わったとのことですが、主体はあくまでも和歌山県農業公社でございます。農業経営基盤強化促進法が改正され、令和７年度３月末までに全国の市町村が地域計画を策定するようになり、策定後の農地の貸し借りについては、市町村が定めた地域計画に基づく取扱いになった時点を境に、それまで和歌山県農業公社が雇用していた職員が担当していた事務について、当該職員を雇用しなくなったことにより、市町村が行う現在の状況となりましたので、そのことを主体が替わったと押さえられているのかと推察します。

しかし、当時私どもが検討していた農地中間管理機構を活用した法人内容の内容としまして、中間管理機構が農家から借りている農地を農地として維持するための費用を中間管理機構に国から下りてくる費用で賄うことができないかというようなものでございまして、先ほども説明したとおり、主体は和歌山県農業公社のままですので、まずは町が現在行っている取組を維持し、今後の展開につなげていくことが肝要であると考えております。

以上です。

○議 長

8 番 丸谷君

○8 番

町内では小規模農家が多いことから、国の政策恩恵は少なく、辞めていく生産者は少なくありません。町内においては、飲食店、宿泊施設、福祉施設等の米を消費する事業所が多くあり、農村環境を保つには、稲作農家の安定が効果的であることから、地元米の価格を上げ、地元米を流通するシステム、地元米流通システムを検討し、町内の276生産者及び町内の132消費業者への調査を行い、今年度より、白良米として試験運用を開始すると聞いております。

そこで、6点お聞きします。

まず、1点目として聞きます。令和8年4月11日の新聞記事に、農協を超える価格と書いていましたが、公平であるべき行政が、特定の業者を標的にすることは、公平さに欠けるのではないのか、答弁を求めます。

○議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○番 外（農林水産課長）

質問の記事につきましては、農家から買取り価格について、農協出荷米を上回る程度という表現でございましたが、議員がご指摘されるような特定の業者を標的にするという意向は全くございませんので、公平という点に十分な配慮をしながら、今後の事業を進めてまいります。

以上です。

○議 長

8 番 丸谷君

○8 番

今後、市場価格、市場の一般価格等の公平な表現を常にするよう提言いたします。

次に、2点目として、白良米とは、日置、椿、富田、白浜と、地区関係なく町内で生産された地元米が該当するのか。品質のきまりはあるのか、答弁を求めます。

○議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○番 外（農林水産課長）

白浜町遊休農地対策組織等検討協議会が取り扱う2等米以上の町内産のコシヒカリを白良米と呼びたいと考えております。

○議 長

8 番 丸谷君

○ 8 番

3点目として、地元流通システムとは、誰がどう対応するのか、どのようなシステムなのか、流通システムの説明を求めます。

○ 議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○ 番 外（農林水産課長）

地元米流通システムについて、説明をいたします。

間もなく昨年6月に行いました町内の生産者への水稻米提供に関する調査と、11月に行いました町内の消費者への水稻米使用に関する調査において、提供または消費のご意向をいただきました方々にご案内させていただくとともに、町内全戸に新聞折り込みにより、募集する予定でございます。

そしてその結果から年間供給を決定し、それぞれの生産者と消費者へその結果を通知させていただき、8月下旬から9月下旬にかけて協議会の事務職である町の職員が生産者からお預かりして、消費者にお届けするということになります。

以上です。

○ 議 長

8 番 丸谷君

○ 8 番

4点目として、消費業者と生産者の価格調査によると、流通コストが3,000円/30キログラムとなっていますが、検査、精米、流通、事務経費等も十分ペイできる持続可能システムを構築できているのか、答弁を求めます。

○ 議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○ 番 外（農林水産課長）

現在の町内稲作農家の取引価格を考えますと、そんなに多くのご利用はないかと考えており、赤字になるようなことはないと考えておりますが、まずは、あくまでも試験的な運用ということでご理解をお願いいたします。

○ 議 長

8 番 丸谷君

○ 8 番

5点目として、試験運用では新米時期のみの運用と聞いておりますが、通年の取扱いを目指しているのか、または新米のみの取扱いなのか、答弁を求めます。

○ 議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○ 番 外（農林水産課長）

試験的な運用でございますので、その結果により今後の通年運用も視野に入れる必要がありますが、昨年度の調査結果により予想される流通量を考えますと、どうしても新米時期に限られてくると考えております。

○ 議 長

8 番 丸谷君

○ 8 番

6点目として、町内の132消費業者から回答が、町内の46消費業者のみになっていますが、試験運用では、消費業者が増えているのか。また、町全体としてブランド化を行う意思があるのか、答弁を求めます。

○ 議 長

番 外 農林水産課長 富田君

○ 番 外（農林水産課長）

物の取引には、やはりブランドというものは非常に大事なものと考えていまして、そういう意味で、白良米という文言で現在商標登録申請を行っています。商標登録には法的な縛りはなく、町が決めたものが白良米の概念となりますので、今後変更することも可能でございますが、先ほど申し上げましたとおり、まずは2等米以上の町内産のコシヒカリを白良米と呼ばせていただき、例えば1等米にするとか、温暖化に強い別の品種に変えるのか、また、肥料なども統一してクオリティーを上げるなどの流動的な運用をしたいと考えております。

なお、試験運用での消費業者の数については、今年度の運用がまだ始まっていませんのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 議 長

8 番 丸谷君

○ 8 番

持続可能なものにするためには、ブランド化が必要です。そのためには生産者協議だけでなく、町としてのビジョンを理解してもらい、消費業者町内の流通業者も含め、しっかりと町全体で協議していく必要があります。さらに、ふるさと納税を使い、補助できる予算をつくることを提言し、次のテーマに移らせていただきます。

○ 議 長

以上で、農業施策についての質問を終わります。

次に、ふるさと納税についての質問を許可します。

8 番 丸谷君

○ 8 番

ふるさと納税についてお聞きします。白浜町の財政は今後さらに厳しくなることが予想されます。

人口減少が進む中、町を維持し発展させていくためには、町外からの財源を獲得し、それを地域に還元させていく仕組みづくりが必要です。その中で、ふるさと納税は、極めて重要な制度であると考えています。また、ふるさと納税は単なる財源額だけでなく、地域ブランドの発信や一次産業の活性化にも大きな可能性を持っています。しかし、どのように制度を構築され、どのように使われているのか等の中身の住民説明が不足しているように感じます。十分な説明とさらなる財源確保、一次産業を持続可能な産業にするために、5点聞きます。

1点目として、現在のふるさと納税の総額と、実際に町が財源に活用できる金額の答弁を求めます。

○ 議 長

丸谷君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

丸谷議員より、ふるさと納税の取組についてご質問をいただきました。

当町では平成26年度から返礼品の送付を行っており、平成27年度の税制改正による制度拡充以降、たくさんのご寄附を頂戴しているところです。また、これまで当町の魅力をお届けするべく、返礼品の企画、掘り起こしと併せてポータルサイトの開設を増やしたことなどにより、寄附額が順調に伸び、安定した財源につながっていると考えております。

ふるさと納税につきましては、制度そのものの是非が現在でも議論があるところですが、当町の貴重な財源となっていることは確かであり、引き続き、国の制度の範囲において、積極的に寄附の募集を続けていきたいと考えております。

令和7年度のふるさと納税寄附金の総額につきましては、8億1,205万7,764円のご寄附がありました。また、財源に活用できる金額につきましては、白浜町では寄附された額の約5割を基金に積み立て、次年度以降に財源として活用しております。令和7年度に基金を利用して財源として活用した額は4億4,200万円となっております。

以上です。

○議 長

8番 丸谷君

○8 番

2点目として、ふるさと納税の業種別、品目別の商品割合を、金額ベース、数量ベースで説明を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

令和7年度のふるさと納税の返礼品に係る業種別の割合ということでございますが、令和7年度のふるさと納税の返礼品に係る業種別の割合ということでございますが、旅行クーポンが一番多くて、金額で3億4,405万8,000円、件数といたしましては3,959件で全体の約44％となっております。

続いて多いのは梅干し等の加工品ということで金額としまして、2億7,145万円、件数が2万7,988件、全体の約35％となっております。残りの返礼品については、白浜町で利用できる電子クーポン、現在、町も力を入れてやっておりますけれども、旅先納税Yanicoであるとか、観光施設のチケットなどが金額で6,214万円、件数として1,298件、全体の約8％、その他として魚介類、果物類、米、肉等の1次産品が金額で4,675万円、件数として3,020件で全体の約6％というような状況となっております。

以上です。

○議 長

8番 丸谷君

○8 番

3点目として、ふるさと納税の使い道を分かりやすく理解するために、使途別での説明を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

使途として設定しておりますのが、あらかじめ項目を設けておりまして、1つが「地域振興に関する事業」「環境保全等に関する事業」「福祉の充実に関する事業」、それから「観光、商工、農林水産業等の振興に関する事業」「教育、文化及びスポーツの振興に関する事業」、それから「事業指定なし（町長におまかせ）」ということで、以上の6つとなっております。それぞれ使途別にご説明申し上げます。

令和7年度実績であります、「地域振興に関する事業」としまして、自治活動振興事業補助金や道路維持補修工事費、タクシー営業所運行業務助成金などに1億2,280万円、それから「環境保全等に関する事業」として、資源ごみ処理手数料、資源ごみの日の収集委託料などに3,900万円、それから「福祉の充実に関する事業」として、障害者相談支援事業委託料、それから施設通所交通費補助金、長寿祝い金などに2,600万円、それから「観光、商工、農林水産業等の振興に関する事業」といたしましては、白浜町商工会補助金、それから水産振興施設修繕料など5,300万円、それから「教育、文化及びスポーツの振興に関する事業」として、小学校・中学校の施設整備工事費、また、児童・生徒、教員のパソコン借上料などに6,420万円、それから最後は「事業指定なし（町長におまかせ）」につきましては、子ども医療扶助費やごみ焼却施設運転管理委託料など、1億3,700万円をそれぞれ活用させていただいたところです。

以上です。

○議 長

8番 丸谷君

○8 番

4点目として、ふるさと納税は3割までの返礼品金額が業者や生産者のもとへ入り、5割までに手数料等を含めなくてはいけないルールであり、残りの寄附額は、寄附項目を定めない限り、町が自由に活用できると聞いております。町が実際に活用する中で、1次産業を含む町の産業へのふるさと納税が活用される割合はどのくらいあるのか、説明を求めます。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

先ほど使途別でご説明させていただいたとおり、産業への活用金額としましては、観光、商工、農林水産業等の振興に関する事業として5,300万円となっております、うち、観光業に関する事業には3,250万円、それから1次産業に関する事業には、2,050万円活用しているところでございます。財源として活用している金額全体が4億4,200万円ですので、観光業に関する事業については、約7.4%、1次産業に関する事業には約4.6%となっております。

以上です。

○議 長

8番 丸谷君

○8 番

5点目として、多額の金額を扱っている他市町村では、ふるさと納税の専門部署等があると認識しています。年々ふるさと納税の取扱額が増えていく中、今の部署で十分新たな魅力

ある返礼品づくりや地域振興、さらなる財源確保に取り組ができるのか。民間との連携も含めた取組をお考えであれば答弁求めます。

○議 長

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

ふるさと納税における専門部署というお話でございますけれども、近年自治体間の競争激化により多くの自治体において設置されているところがあるというふうに認識しております。なお設置につきましては、寄附金の拡大だけではなく、地域事業者の育成や移住促進といった、総合的な地域振興を目的として進める必要があります、より地域の魅力発信や、戦略的な企画立案に注力できる体制が期待できるものというふうに考えております。

しかしながら、当町の規模や人員体制を考えると、専門部署の設置というのが現状難しく、事務作業の一部を現在も民間の大規模事業者に委託して、効率化を図っているところでございます。今後につきましては、引き続き代行事業者と連携を取りながら、返礼品の開発、地元事業者の支援育成、地域資源の掘り起こしなど、地域経済の活性化の取組を進めあわせて、ふるさと納税制度については、本来の寄附、地域支援の趣旨に立ち返るための抜本的な制度見直しが行われておりますので、地域の強化に、魅力を持った商品提供を行い、寄附金の拡大に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

8 番 丸谷君

○8 番

今後、人口減少を止めることは容易ではありません。しかし、地域内でお金を循環し、次世代へ産業をつないでいく仕組み、それを構築することは可能だと考えます。

令和7年度のふるさと納税の寄附額は、8億円を超えていますか。そのうち、1次産業への活用は限定的です。白浜町の農業、林業、漁業は、観光と並ぶ重要な地域資源です。一次産業が衰退すれば、地域の景観や文化、観光資源そのものが失われてしまいます。観光税が外から得た税で観光業を発展させていくように、ふるさと納税が外から得た税で、1次産業を継続、発展させていく必要があると考えます。

白良米をはじめとした地域ブランドの育成、担い手確保の支援、商品開発や販路の拡大の支援など、ふるさと納税を活用した地域循環の仕組みづくりを進めていくべきであると提言します。

また、行政、事業者、生産者、教育機関が連携し、地域の魅力を磨き上げていく場づくりも重要になってきます。ふるさと納税は単なる寄附制度だけでなく、白浜町の未来への投資として、活用していただくことを強く要望し、この質問を終わります。

○議 長

以上で、ふるさと納税についての質問を終わります。

次に、ふるさと住民登録制度についての質問を許可します。

8 番 丸谷君

○8 番

最後のテーマとして、ふるさと住民登録制度についてお聞きします。

国の地方創生の考え方が、人口減少を食い止めるから、適用する地方創生2.0等になり、都市部や他府県、他市町村に住んでいる関係人口を町の力に変えていく制度であるふるさと住民登録制度が本年度より始まります。本制度の運用に当たり、どのような取組を考えているか。ビジョンを持っているのか。答弁を求めます。

○議長 長

丸谷君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番 外 総務課長 山崎君

○番 外（総務課長）

ただいま、ふるさと住民登録制度についてご質問いただきました。全国的に人口が減少していく中、地域の担い手不足という課題が顕著になってきており、住所地以外の特定の地域で継続的に関わる関係人口の量的拡大、向上を図ることで、都市と地方が相互に補完し合う共生関係を強め、特に関係人口は担い手不足という地域の課題の解決を図っていくことは、地域に活気をもたらし発展につながると考えております。

本年度は国がこの関係人口を可視化し、地域の担い手確保や活性化等につなげる仕組みとして、ふるさと住民登録制度を創設すると把握しているところです。具体的には、ふるさと住民登録制度は、国民だれもがアプリで簡単に関心のある地方自治体を登録し、地域に関する各種の情報提供や地域での活動に役立つ官民の様々なサポートを受けられる仕組みを創設するというふうに聞いております。

白浜町では、昨年度、関係人口に関する二地域居住の取組として、日本航空を主体としたコンソーシアム形式による国土交通省の実証事業、つながる二地域暮らしということで、実施されておりまして、当町及び和歌山県も参加して白浜町へは9組15人の方が来庁されております。

また、本年度、和歌山県が国のふるさと住民登録制度をモデル事業に採択されておりまして、県が白浜町を含む県内の6市町と連携し、本事業を実施するところとなっております。

議員からお話にありましたふるさと住民登録制度の具体的な制度設計については、本事業を通じて和歌山県と一緒に進めていくこととしており、今後当町の実情に応じた担い手活動及びサポート先の検討を進めていくことを予定しておりますが、町としましても、本制度により関係人口を増やすことで、地域の活性化等につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長 長

8番 丸谷君

○8番

関係人口構築には、東京事務所の役割が非常に重要になってくると考えます。

東京事務所のビジョンと現在のKPI及び達成率の答弁を求めます。

○議長 長

番 外 町長公室長 玉置君

○番 外（町長公室長）

ただいま、丸谷議員より東京事務所のビジョンとKPIについてご質問をいただきました。

まず、東京事務所のビジョンにつきましては、首都圏におけます情報収集ですとか、また、情報発信の拠点といたしまして、白浜町の魅力を広く発信するとともに、企業や関係機関、

さらには、白浜町にゆかりや関心を持っていただける方々とのつながりを築き、関係人口の創出、拡大や企業誘致、そして各種事業の推進につなげていくということを基本的な使命といたしております。

次に、K P I や数値目標につきましては、事業の進捗や成果を客観的に把握いたしまして、町政の透明性を高める上で重要な視点であるというふうに私どもも認識しております。

一方で、東京事務所の活動というのは、人と人との信頼関係を地道に積み重ね、そのつながりからふるさと住民登録支援制度をはじめといたしまして、企業誘致、そして国の支援制度の活用と関係人口の構築へと発展させていく側面が大きくございます。

短期的な数字のみでさ、成果を評価するということは必ずしも適切であるとは考えてございません。

例えばですけれども、1つの出会いが、そういう出会いや相談が、数年後の企業進出や補助事業の採択につながるというケースもございます。ですので、その過程には数値化が非常に難しいというふうに思っております。また、人的ネットワークの形成が大きく寄与しているというふうに思っております。

そして、東京事務所におきましては、活動実績や事業効果について丁寧な検証を行いながら、丸谷議員ご指摘のように、目標設定や数値化できるものにつきましては、可能な限り見える化を図りつつ、人と人とのつながりを基盤とした本町の持続的な発展に資する取組を着実に進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議 長

8 番 丸谷君

○8 番

今後の地域活性化の重要な項目になってくると考えます。

どの事業でも同じことですが、分かりやすさと透明性のある町政を行うには、K P I の設定と、明確に分かる数値目標の設定が必要であることを提言します。

町政が十分に分かりやすく、理解され、応援していただける透明な存在であっていただきたく、自分の勉強も兼ねて、今回は一般質問をさせていただきました。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

それでは、ふるさと住民登録制度についての質問を終わります。

以上をもって、丸谷君の一般質問を終わりました。

一般質問は、これをもちまして終結いたします。

本日は、これをもって散会し、次回は6月16日火曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 長野 庄一は、15時15分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 8 年 6 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員